

相添へ此段奉願候也

年 月 日

府(縣)郡(市)(區)町(村)番地

府(縣)郡(市)(區)町(村)番地寄留

氏

名 印

府(縣)郡(市)(區)町(村)番地(士)族(平民)

府(縣)郡(市)(區)町(村)番地寄留

氏

名 印

海軍艦政本部長氏名殿

身元引受人

書式第二 (用紙美濃紙)

履 歷 書

府(縣)華(士)族(平民)

戶主(何男)(兄)(弟)(伯父)(叔父)(甥)(附籍)

氏

名

何年何月何日生

一學業

一賞罰

右之通相違無之候也

年 月 日

氏

名 印

書式第三 (用紙美濃紙)

誓 約 書

印 紙

某 儀

今般海軍造船(造兵)生徒被命候ニ付テハ御規則嚴重ニ可相守ハ勿論卒業ノ上ハ誓テ  
海軍ニ從事可仕候仍テ誓約書如件

年 月 日



海軍艦政本部長氏名殿

府(縣)郡(市)(區)町(村)番地華(士)族(平民)  
府(縣)郡(市)(區)町(村)番地寄留  
戸主(何男)(兄)(弟)(伯父)(叔父)(甥)(附籍) 氏 名 印

書式第四 (用紙美濃紙)

身元引受證書

證券印紙

府(縣)郡(市)(區)町(村)番地華(士)族(平民)  
府(縣)郡(市)(區)町(村)番地寄留  
戸主(何男)(兄)(弟)(伯叔)(叔父)(甥)(附籍) 氏 名

何年何月何日生

右ノ者今般願ノ通海軍造船(造兵)生徒被命候ニ付本人誓約ノ通相違無之候得共萬

本人ニ於テ海軍造船、造兵生徒條例第五條ニ依リ右生徒被免候トキハ海軍給與令第四十九條及海軍給與令施行細則第六十條ニ依リ本人ヨリ給與金全額返償可爲致若シ本人返償難致トキハ私共ヨリ辨償可仕其他本人身上ノ儀ハ一切引受可申仍テ身元引

書式如件

年 月 日

東京市區町番地居住

府(縣)華(士)族(平民)

身元引受人 氏 名 印

府(縣)郡(市)(區)町(村)番地華(士)族(平民)

府(縣)郡(市)(區)町(村)番地寄留

身元引受人 氏 名 印

海軍艦政本部長氏名殿

(身元引受人ノ内一名ハ生徒在學ノ官立高等工業學校所在地ニ居住シ公民權ヲ有スル者ニ限ル但區市町村長ノ

證明ヲ要ス)



(十三) 海軍中軍醫、海軍少軍醫、海軍中藥劑士、海軍少藥劑士、海軍少軍醫候補生、海軍少藥劑士候補生採用規則

第一條 海軍高等武官補充條例ニ依リ海軍中軍醫、少軍醫、中藥劑士、少藥劑士若ハ少軍醫候補生、少藥劑士候補生ヲ募集スルトキハ中軍醫、中藥劑士ニ在テハ出願期日、少軍醫、少藥劑士、少軍醫候補生、少藥劑士候補生ニ在テハ出願期日、試験期日及試験場所ヲ豫メ告示ス

第二條 前條ノ志願者ハ願書ニ履歷書並ニ戸籍吏ノ作りタル戸籍謄本及身元證明書ヲ添ヘ海軍省人事局長ニ差出スベシ

第三條 海軍中軍醫、少軍醫、中藥劑士、少藥劑士志願者ハ前條ノ書類ヲ差出スト同時ニ帝國大學若ハ醫學專門學校ニ學力證明ヲ願出ヅベシ但シ海軍高等武官補充條例第十六條第一項第一及第十六條ノ二第三ニ依ル志願者ハ本條規定ニ依ラズ相當ノ卒業證書ヲ有スル者ハ其寫、卒業證書ナキ者ハ其修學明細書ヲ前條ノ書類ニ添付スベシ

前項ノ願出アルトキハ當該學校長ハ第八條第 書式ニ依リ志願者ニ對スル學力證明書ヲ作り密封トシテ直接海軍省人事局長ニ送附スベシ

第四條 身體検査ニ合格シタル者ニアラザレバ之ニ對シ採用試験ヲ行ハズ

第五條 採用試験ノ科目左ノ如シ

海軍少軍醫、少軍醫候補生

一 學說。 藥物學 內科學 外科學 眼科學 衛生學

二 實地。 局處解剖學 組織學 內科 外科

三 外國語學。 歐文和譯

海軍少藥劑士候補生

一 學說。 化學 藥用植物學 生藥學 製藥化學 裁判化學

二 實地。 分拆術 藥品鑑定 衛生試驗法 製藥化學 調劑術

三 外國語學。 歐文和譯

第六條 試験合格ヲ定ムル方法ハ採用委員ノ議定スル所ニ依ル



試験合格ノ有効期限ハ一箇年トス

第七條 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケント企テタル者又ハ試験ニ關スル規定ニ違背シタル者ハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ズ試験合格ノ後此等ノ事實ヲ發見シタルトキハ其合格ヲ無効トス

第八條 願書、履歷書、學力證明書及身元證明書式ハ左ノ如シ

第一、願書式 (用紙美濃紙ニツ折一通)

其 一

海軍中軍醫(中藥劑士)採用願

私儀海軍中軍醫(中藥劑士)志願ニ付採用相成度履歷書戶籍謄本並ニ身元證明書相添  
ハ此段奉願候也

年 月 日

本籍  
現住所

官位勳

氏

名 印

海軍省人事局長氏名殿

追テ何學校長ニ學力證明書願出置候也

其 二

海軍少軍醫(少藥劑士、少軍醫候補生、少藥劑士候補生)採用願

私儀海軍少軍醫(少藥劑士、少軍醫候補生、少藥劑士候補生)志願ニ付試験ノ上採用相成度履歷書戶籍謄本並ニ身元證明書相添ハ此段奉願候也

受験外國語 何語

受験場所 何々

年 月 日

本籍  
現住所

官位勳

氏

名 印



海軍省人事局長氏名殿

追テ何學校長ニ學力證明書願出置候也

第二、履歷書式 (用紙同上)

履 歷 書

何府縣華士族平民

戸主或ハ何某男又ハ兄弟伯叔甥等)

氏

名

何年何月何日生

何年何ヶ月

一 修學及卒業シタル學校名並ニ其年月卒業證書寫、醫師試驗、醫術開業試驗及ハ

藥劑師試驗及第證書寫

一 醫師免許證、醫術開業免狀又ハ藥劑師免狀寫

一 官廳會社等ノ職務ニ從事シタル事(各辭令ノ全文)

一 現ニ官廳ニ奉職スル者ハ其官廳名(所屬長官ノ受験許可書ヲ添付スベシ)前書相違無之候也

年 月 日

右 氏

名 印

第三、學力證明書式

學 力 證 明 書

族 籍

氏

名

一 在學年月 (何年何月入校)ト記入ス

一 卒業試驗成績ノ席次 同級生何人中ノ何番ト記入ス

一 卒業試驗成績 各科目ノ得點數若ハ之ニ對スルモノヲ記入ス

一 所見 學術、性質、習僻、素行、人格等ニ就キ所見アラバ記入スベシ

年 月 日

何學校長 氏

名 印

海軍省人事局長氏名殿



第四、身元證明書式

身元證明書

本籍何府(縣)郡(市)(區)町(村)番地  
華(士)族(平民)

氏 名

明治何年何月何日生

一 兵役ノ關係

徵兵令第二十三條ニ依リ徵集檢豫中  
徵兵令第二十三條ニ依リ徵集檢豫中ノ處何年月日事故止ミ何年何月檢査ニ受クベキ者  
明治何年徵集ノ現役砲兵(補充兵歩兵)

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナシ

一 破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ(又ハ受ケタルモ復權ヲ得タリ)

一 身代限ノ處分ヲ受ケタルコトナシ(又ハ受ケタルモ負債ノ辨償ヲ終ヘタリ)

右之通相違無之候也

年 月 日 市(區)町(村)長 氏 名 印

(十四)

海軍少軍醫候補生、少藥劑士候補生實務練習

海軍少軍醫候補生は、一箇年間、海軍少軍醫學校に於て海軍軍醫たるに必要な特殊の學科及其の職務に樞要なる事項を練習し、終りに卒業試験を行はる。

卒業試験に及第したるものにして、海軍少軍醫に任用せらるゝ迄の間は、海軍病院に於て、軍醫の業務を實習す、然れども戰時事變其の他必要の場合には、以上の準序に依らず、海軍病院其他に於て海軍軍醫官に必要な實務を練習し、直に本官に任用せらる。

海軍少藥劑士候補生は、一箇年以上、海軍軍醫學校及海軍病院に於て特に海軍藥劑官たるに必要な學科及實務を練習す。

練習期は前後の二期に分ち、前期約六ヶ月間は海軍軍醫學校に於て、後期約六ヶ月間は海軍病院に於て、之を練習し終りに卒業試験を行はれ、及第したる者は本官に任用せらる。

練習中、前期は海軍軍醫學校の教程に依り、後期は左の科目に依り練習するものなり。

一 治療品、検査法



- 二 衛生試験法
  - 三 薬室の事務
  - 四 試験所の事務
  - 五 療品庫の事務
- 海軍少軍醫、少薬剤士各候補生共、卒業試験に落第したるときは、相當の期間、其の落第したる科目の復習を爲し再試験を行はる。

(十五) 海軍經理學校生徒志願者心得

海軍經理學校生徒は、本年四月海軍經理學校條例改正の結果、始めて募集せられたるものにして、以後は海軍兵學校生徒、機關學校生徒と同じく毎年募集せらるべし。

海軍經理學校生徒志願者心得は、兵學校生徒志願者心得に同じく、海軍省告示に依り、官報等に公告せらるるものにして、殆ど同一なり、只異なる點のみを擧ぐれば左の如し。

一 生徒は其年九月中に於て、年齢満十六年以上満二十三年以下（例へば明治四十二年に於ては、同十九年九月二日より同二十六年十月一日に至る間に出生の者）にして身

體検査及學術試験に合格したる者の中より之を採用す。

一 志願者は、志願書(書式第一號)に左の書類を添へ、市區町村長(志願者單身寄留のものなるときは原籍地の市區町村長(全戸寄留のものなるときは寄留地の市區町村長)の奥書證印を受け書留郵便若は其の他確實なる方法を以て、直接海軍經理學校長に差出すべし。

- 一 履歴書(書式第二號)
  - 二 承認書(書式第三號)
  - 三 身元明細書(書式第四號)
  - 四 戸籍謄本
- 身元明細書は志願書と同じく市區町村長の奥書證印を受くるを要す
- 第一號書式 (用紙美濃紙ニツ折一通)

年 月 日

族籍



戸主 (戸主ニアラサレハ其ノ續柄)

志願者 氏 名印

明治何年何月何日生

第一保證人

本籍

住所

族籍職業

氏 名印

第二保證人

本籍

住所

族籍職業

氏 名印

海軍經理學校長爵氏名殿

海軍經理學校生徒志願ノ件

某(志願者ノ名)儀海軍主計官出身ヲ志願ス許可入校ノ上ハ海軍ノ紀律ニ服従スルニ

トヲ誓フ

志願者ノ身上ハ何事ニ限ラス保證人之ヲ擔保ス

受驗地 東京(京都)(仙臺)(熊本)

右出願ス

別紙履歷書、承認書、身元明細書及戸籍謄本ヲ添フ

前書相違無シ

(終)

年 月 日 市區町村長 氏 名印

(注意) 志願者ノ氏名及保證人ノ現住所及氏名ニハ片假名ヲ付シ其ノ讀方ヲ明ニスヘシ

第二號書式 (用紙美濃紙ニツ折一通)

履 歷 書

族籍

氏 名

一本籍(何府何縣何郡市町村何番地戸主又ハ戸主何某男兄弟等)



一住所(本籍ニ同シ又ハ何府何縣何郡市町村何番地寄留)

一出生ノ地名(同上)

一生長ノ地名(同上)

一學歷(學校ノ名、入校退學卒業ノ年月日、在學中ノモノハ其ノ學年等)

一從事シタル職業等自己ノ經歷

一從前海軍兵學校又ハ海軍機關學校生徒ヲ志願シタル者ハ其ノ校名、志願回数、年

次、體格合格不合格等ノ經歷(今回カ初度ノ志願ナルトキハ其ノ旨ヲ記入スヘシ)

一志願者心得第十二條ニ依リ所見表作製提出ノコトヲ願出ラントスル學校名及其ノ

所在地又ハ家庭教師氏名及其ノ住所

右ノ通相違無シ

年 月 日

第一保證人

氏

名 印

第二保證人

氏

名 印

第三號書式

(用紙美濃紙ニツ折一通)(親權ヲ行フ父若ハ母又ハ後見人之ヲ作ルヘシ)

承 認 書

族 籍

氏

名

右海軍經理學校生徒志願ニ付承認ス

年 月 日

本 籍

住 所

右何某父(母、後見人又ハ月主)

氏

名 印

第四號書式

(用紙美濃紙ニツ折一通)

身元明細書



第五號書式 (用紙美濃紙ニツ折一通)

卒業年月	入學年月及學級	志願者	氏名
	中途退學年月及學級		目下ノ學級
		所見表	

前書相違無シ

海軍兵學校長爵氏名殿

年月日

市區町村長 氏

名印

第一保證人

氏

名印

第二保證人

氏

名印

年月日

右之通相違無シ

志願者	父 養父、繼父アル者ハ各別ニ記載スベシ	母 養母、繼母アル者ハ各別ニ記載スベシ	兄弟姉妹	戸主 前記以外ノ者戸主ナルトキ	家庭ニ於ケル生計ノ現況
處刑、處罰ノ有無及犯行ノ種類、平素ノ行狀	氏名、官職、職業ノ種類等經歷ノ概要 死者ハ生前ノ經歷ヲ略記シ歿死者ニアリテハ何レノ役ニテ戰死セシカヲ明記スベシ	處刑、處罰ノ有無及犯行ノ種類	氏名、職業ノ種類等經歷ノ概要 死者ハ生前ノ經歷ヲ略記スベシ	處刑、處罰ノ有無及犯行ノ種類	父母ノ例ニ準ズ
					父母ノ例ニ準ズ
					所見ヲ記入スベシ(資産及所得ノ概略ヲ記スルモ可ナリ)

旗籍

志願者

氏

名



見 所	備 考	操 行	性 質 習 癖	成 績			學 科
				第五學年	第四學年	第三學年	
明治 年 月 日	前記事項以外ノ必要事項ヲ記入ス	在校中ノ操行及賞罰ノ概畧ヲ記ス殊ニ衆人ノ模範トナルベキ舉動或ハ擯斥スベキ行爲アリタルトキハ其概畧ヲ摘記スルヲ要ス	校長若ハ教育擔任者ノ認ムル所ヲ記ス	同 右	同 右	同 右	學 年 (得 點 百分比)
何立學校長 氏 名 印	志願者ノ人格及學科進歩等ニ就キ校長若ハ教育擔任者ノ所見ヲ記入ス			何人中ノ番	勤怠ノ狀況	本人ノ長所及短所	席 次
				同 右	同 右	同 右	同 右

一 受験地は左の四箇所とす

東京市 京都市 仙臺市 熊本市

受験期日等は、毎年別に告示せらるるも凡そ六月末日迄に出願し、七月下旬乃至八月上旬 身體検査等を施行せらる。

志願者にして、若し受験地を變更せんとするときは、七月十五日迄に海軍經理學校長に届出づべし。

一 海軍兵學校生徒、機關學校生徒を志願したる者にして、入學試験に合格し、採用を豫定せられたるときは、海軍經理學校生徒志願は自然消滅とす。

右の外、身體検査、學術試験規格例等は勿論、その他特に注意すべき事項は、海軍兵學校生徒志願者心得に同じ。

(十六) 海軍中主計、海軍少主計、海軍少主計候補生採用規則

第一條 海軍高等武官補充條例ニ依リ海軍中主計、少主計若ハ少主計候補生ヲ募集スルトキハ中主計、小主計ニ在リテハ出願期日、少主計候補生ニ在リテハ出願期日、試験期日及試験場所ヲ豫メ告示ス



第二條 前條ノ志願者ハ願書ニ履歷書並ニ戶籍吏ノ作リタル戶籍謄本及身元證明書ヲ添  
ヘ海軍省人事局長ニ差出スベシ

第三條 第一條ハ志願者ハ前條ノ書類ヲ差出スト同時ニ海軍中主計、少主計ニ在リテハ  
卒業セシ帝國大學、高等商業學校、高等學校、少主計候補生ニ在リテハ其卒業セシ官  
公立中學校若ハ之ト同等以上ト認メタル學校ヘ學力證明ヲ願出ツヘシ但海軍高等武官  
補充條例第十六條第一項第一及第十六條ノ二第三ニ依ル志願者ハ本條ノ規定ニ依ラス  
相當ノ卒業證書ヲ有スルモノハ其寫、卒業證書ナキモノハ其修學明細書ヲ前條ノ書類  
ニ添付スベシ

前項ノ願出アルトキハ當該學校長ハ第九條第三ノ書式ニ依リ志願者ニ對スル學力證明  
書ヲ作り密封トシテ直接海軍省人事局長ニ送付スベシ

第四條 身體検査ニ合格シタルモノニ非ラザレバ之ニ對シ採用試験ヲ行ハズ

第五條 採用試験ノ科目左ノ如シ

- 一、憲法
- 二、民法(第一編、第二編、第三編)
- 三、行政法
- 四、財政學

- 五、經濟學
- 六、國際公法
- 七、外國語(英、佛、獨ノ内)

第六條 試験ヲ分テ筆記試験及口述試験トス

口述試験ハ筆記試験ニ合格シタル者ニ就キ之ヲ行フ

第七條 試験合格ヲ定ムル方法ハ候補生採用委員ノ議定スル所ニ依ル

試験合格ノ有効期限ハ一箇年トス

第八條 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケント企テタルモノ又ハ試験ニ關スル規程ニ違背シ  
タル者ハ其期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ズ試験合格ノ後此等ノ事實ヲ發見シタルトキハ  
其合格ヲ無効トス

第九條 願書、履歷書、學力證明書及身元證明書ノ書式ハ左ノ如シ

第一、願書式 (用紙美濃紙ニツ折一通)

海軍中主計(海軍少主計、海軍小主計候補生)採用願

私儀海軍中主計少主計(少主計、小主計候補生)志願ニ付(少主補候補生ニ在リテ

ハ試験ノ上)採用相成度履歷書戶籍謄本並ニ身元證明書相添此段奉願候也



外國語 何語 (候補生志願者ニ限ル)

年 月 日

本籍

現住所

官位勳 氏

名 印

海軍省人事局長氏名殿

追テ何學校長ニ學力證明書願出置候也

備考 (海軍高等武官補充條例第十六條第一號及第十六條ノ二第三號ニ該當シ試験ヲ要スル者ノ願書ハ少主計候補生ノ願書ニ準ス)

第二、履歷書式 (用紙同上)

履 歷 書

何府縣華士族平民

戸主(或ハ何某男又ハ兄弟伯叔甥等)

氏 名

何年何月何日生  
何年何箇月

- 一 修學及卒業シタル學校名並ニ其年月
  - 一 法律、經濟學ノ教授ヲ受ケタル學校名及其年月
  - 一 職業技藝等
  - 一 官廳會社等ノ職務ニ從事シタル者ハ各其辭令文
  - 一 現ニ官廳ニ奉職スル者ハ其官廳名(所屬長官ノ受驗許可證ヲ添付スベシ)
- 前書相違無之候也

年 月 日

右

氏 名 印

第三、學力證明書式

學力證明書

本籍



- 一 在學年月 (何年何月入校 何年何月卒業)ト記入ス 氏 名
- 一 卒業試験成績ノ席次 同級生何人中ノ何番ト記入ス
- 一 所見 學術、性質、習僻、素行、人格等ニ就キ所見アラバ記入スベシ

年 月 日

海軍省人事局長氏名殿

何學校長

氏

名 印

第四、身元證明書式

身元證明書

本籍何府(縣)郡(市)(區)町(村)番地  
華(士)族(平民)

氏

名

年 月 日 生

- 一 兵役ノ關係 (徴兵令第二十三條ニ依リ徴集猶豫中 徴兵令第二十三條ニ依リ徴集猶豫中ノ處何年何月日事故止ニ何年月日検査ヲ受クベキ者 明治何年徴集ノ現役兵砲兵(補充兵歩兵))
  - 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナシ
  - 一 破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ
  - 一 破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタルモ復權ヲ得タリ
  - 一 一身代限ノ處分ヲ受ケタルコトナシ又ハ受ケタルモ負債ノ辨償ヲ終ヘタリ
- 右之通相違無之候也

年 月 日

市區町村長

氏

名 印

(十七) 海軍水路少技士候補生採用試験規則

第一條 海軍高等武官補充條例ニ依リ海軍水路少技士候補生タラントスルモノハ願書

(第一號書式)ニ履歴書(第二號書式)並ニ戶籍吏ノ作りタル戶籍謄本ヲ添ヘ試験期日十日前迄ニ海

軍省人事局ニ差出スベシ

但シ試験ノ期日及場所ハ豫メ之ヲ告示ス



第二條 試験ヲ受ケントスル者ニハ先ツ身體検査ヲ行ヒ其ノ合格者ニ就キ學術試験ヲ行フ

第三條 學術試験ノ科目ハ左ノ如シ

- 一 測量術(陸地、海面)
- 二 製圖法
- 三 數學及實算
- 四 用器畫及自在畫
- 五 水路記事
- 六 星學及地文學
- 七 外國語學(和譯)

第四條 試験合格ヲ定ムル方法ハ候補生採用委員ノ議定スル所ニ依ル

試験合格ノ有効期限ハ一箇年間トス

第五條 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケント企テタルモノ又ハ試験ニ關スル規程ニ違背シ

タル者ハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ズ試験合格ノ後是等ノ事實ヲ發見シタルトキハ其ノ合格ハ無効トス  
試験當日開始ノ時刻ニ出席セザルモノハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ズ

第一號書式 (用紙美濃紙)

海軍水路少技士候補生採用試験願

私儀海軍水路少技士候補生採用試験相受度履歷書並ニ戶籍謄本相添へ此段奉願候也

外國語學 何語

本籍

現住所

年

月

日

氏

名 印

海軍省人事局長氏名殿

第二號書式 (用紙同上)

履 歷 書



何府縣華士族平民

戸主或ハ何某男又ハ兄弟伯叔甥等

氏

名 印

何年何月何日生

- 一 祖父母父母兄弟姉妹(養子ハ養父母共ニ之ヲ記ス亡ナレバ亡ト記シ)
  - 一本 籍(國郡市町村番地ヲ詳記シ寄留地ノ住所ヲモ詳記スベシ)
  - 一 現住地
  - 一 卒業シタル學校名及其ノ年月(卒業證書寫ヲ添付スベシ)
  - 一 測量術及製圖法ノ教授ヲ受ケタル學校名及其ノ年月
  - 一 職業技藝等
  - 一 官廳會社等ノ職務ニ從事シタルモノハ各其ノ辭令文
  - 一 現ニ官廳ニ奉職スル者ハ其官廳名(所屬長官ノ受驗認可證ヲ添付スベシ)
  - 一 賞罰ヲ受ケタル者ハ其ノ賞狀罰文
- 前書相違無之候也

年 月 日

右

氏

名 印

(十八)

海軍水路少技士候補生の實務練習

海軍水路少技士候補生は、水路部(東京、芝)に於て、四箇月以上實地に於て練習し、尙八箇月以上實務を練習の上、卒業試験を行はれ、本官に任用せらる。

實務練習科目は左の如し

- 一 測器用法
- 二 測量術及推算法
- 三 海圖式及編成法
- 四 水路記事編述法
- 五 航海術大意

別科

海軍銃隊操式の初歩、海軍敬禮式並諸條規



右は水路部に於て練習せしむ

一 實地測量(三角、天體、陸地、海岸、水深)

二 海圖編成(原點記入)及製圖

三 水路記事

右は測量各地へ分遣し實地に就て練習せしめらる

(十九) 海軍高等武官の進級

海軍高等武官の進級は、總て拔擢に依り、級を逐ひ歴進するものにして、缺員なきときは進級せしめらるゝことなし。

其進級は、左の實役停年の最下期限を越ゆる者より拔擢せらる。

少尉及其相當官より各其上級の官に進むには、實役停年一年

中尉及其相當官(右に同じ) 二年

大尉及其相當官(同) 五年

少佐及其相當官(同) 二年

中佐及其相當官(同) 二年

大佐及其相當官(同) 二年

少將及其相當官(同) 三年

少將及其相當官の中將及其相當官に進むには、特別の功勞ある者に限る。

中將の大將に進むには、歴戦者或は功績特に顯著なる者に就き特旨を以て親任せらるゝものとする。

又、軍艦水雷艇等に勤務の者は、其勤務日數の三分の一に當る日數を更に實役停年に加算するを以て、實際大尉にして海上勤務なるときは三年九箇月にして、實役停年五年となり。

進級の資格を得るものなり。

其他戦時事變の爲めには、實役停年最下期限を半減することあり。又左の場合に在ては

定規に依らず進級せしめらるゝことあり。

一、敵前に在て殊勳を奏し首將之を全軍に布告せし者。

二、戦時に在て人員欠乏し叙任の規定を履む能はざるとき。



(二十七) 俸給及手當

將校生徒、機關生徒、及主計生徒には一日金拾八錢、學生(軍醫學生、藥劑學生、主計學生、造船學生、及造兵學生)には一日金六拾七錢、造船生徒及造兵生徒には一日金五拾錢の手當を給せられ、各候補生には年俸金參百圓を給せらる。

又少尉及同相當官以上の高等官の俸給は左表の如し。

(但し兵曹長及相當官の分は前に掲げたれば畧す)

大將	六千圓
中將及相當官	四千圓
少將及相當官	參千參百圓
大佐及相當官	貳千四百九拾六圓
中佐及相當官	千八百九拾八圓
少佐及相當官	千貳百七拾七圓
大尉及相當官	九百六拾圓
中尉及相當官	八百六拾四圓
少尉及相當官	六百圓
	四百四拾四圓

其他外國に駐在する軍人には在勤加俸あり、軍艦、水雷艇等に勤務の者には航海加俸あり、航海加俸は各官等に依るは勿論、艦長、航海長砲術長等の職務に依りて等差あり、又本邦沿岸、外國沿岸等に依りても等差あれば、茲には全部を掲ぐる能はざれども先づ中、少尉及相當官に在らば、内地、一日に付參拾錢、外國に在ては四拾五錢以上、壹圓五拾錢まで、大佐及相當官にては内地、一日に付七拾錢外國に在ては一圓五錢以上參圓五拾錢迄等なり。

又宿舍なき所に在勤する者には、宿舍手當、新たに其官に任用せられたる者には初任手當、四箇月以上の豫定を以て外國に航海する者には支度手當等を支給せらる。

(二十八) 恩給

准士官以上は、左の事項の一に當るときは左記の恩給表の通り之を給せらる。

- 一、現役十一年以上にして、定限の年齢に達し、又は定限の年齢に達せざるも傷病を受け若くは疾病に罹り服役に堪へず退職したるとき。
- 二、戦闘及戦時平時に拘はらず、公務の爲め傷病を受け一肢以上の用を失ひ若くは之に



準すべき者にして退職したるとき。

三、戦地に於て流行病に罹り、又は戦時平時に拘らず公務の爲め健康に有害なる感動を受くることを顧みずして勤務に従事し、爲めに一肢以上の用を失ひ若くは之に準すべき者にして退職したるとき。

四、現役十一年以上にして未だ定限の年齢に達せずと雖、休職、停職、満期若くは諭旨に依りて退職したるとき。

退職恩給表

年等	親任官		奏任官					准士官		
	勅任官	親任官	一等	二等	三等	四等	五等		六等	一等
十一年	千五百圓	千貳百圓	千五百圓	千貳百圓	千貳百圓	千貳百圓	千貳百圓	千貳百圓	千貳百圓	千貳百圓
十二年	千五百圓	千貳百圓	千五百圓	千貳百圓	千貳百圓	千貳百圓	千貳百圓	千貳百圓	千貳百圓	千貳百圓
十三年	千五百圓	千貳百圓	千五百圓	千貳百圓	千貳百圓	千貳百圓	千貳百圓	千貳百圓	千貳百圓	千貳百圓

右の表の外十八年以上は各官等共其の割合に増加して五十年に至る。

五十年に於ては、親任官貳千四百七拾五圓、勅任官一等より順次に記すれば千九百八拾圓、千七百參拾參圓、千貳百參拾八圓、九百九拾圓、七百四拾參圓、四百九拾五圓、參百七拾貳圓、貳百九拾七圓、准士官に在りては貳百四拾八圓に至る。

又、右の表の年数は、服役年数の外、従軍又は航海、警備等の加算年数を加ふるを以て實際の現役は十一年未滿なるも恩給資格あり。

其他公務負傷等に依りて退職するときは、別に増加恩給あり、本人死亡したるときは妻子に扶助料あり。

年	親任官	勅任官	奏任官	准士官
十四年	千五百七拾圓	千貳百六拾圓	千五百圓	千貳百圓
十五年	千六百圓	千貳百八拾圓	千五百圓	千貳百圓
十六年	千六百五拾圓	千參百圓	千五百圓	千貳百圓
十七年	千六百七拾圓	千參百拾圓	千五百圓	千貳百圓
十八年	千六百九拾圓	千參百拾圓	千五百圓	千貳百圓







右ノ外判任官待遇トシテ海軍警査及海軍監獄看守アリ

望樓長 二級俸	同	上 四級俸	同	上 參拾圓 以下
望樓手 貳拾五圓以下				望樓手 貳拾圓 以下

(二) 文官任用令

文官任用令 (三十二年勅令第六十一號)

第一條 勅任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス但シ親任式ヲ以テ叙任スル官及別ニ任用ノ規程ヲ設クルモノハ此限ニ在ラズ

一、奏任文官(特別ノ規程ニ依リ任用セラレタル者及教官、技術官ヲ除ク)ノ職ニ在ル者及在リタル者ニシテ高等官三等ノ文官ノ職ニ在ル者及在リタル者

二、滿一年以上勅任文官ノ職ニ在リタル者但シ特別任用ノ規程ニ依リ在職シタル者及教官、技術官ノ在職年數ヲ除ク

三、勅任文官(特別ノ規程ニ依リ任用セラレタル者及教官、技術官ヲ除ク)ノ職ニ在リタルモノニシテ本令第二條第一項ノ

資格ヲ有スル者

四、滿一年以上勅任檢事ノ職ニ在ル者及在リタル者、滿一年以上勅任判事ノ職ニ在ル者及在リタル者ハ司法省ノ勅任文官ニ任用スルコトヲ得

滿二年以上帝國大學及文部省直轄諸學校ノ勅任文官ノ職ニ在ル者及在リタル者ハ文部省部内ノ勅任文官ニ任用スルコトヲ得

陸海軍將官ハ別ニ任用ノ規程アルモノ、外各其部内ノ勅任文官ニ任用スルコトヲ得  
第二條 奏任文官ハ別ニ任用ノ規程ヲ設クルモノノ外左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

一、文官高等試験ヲ經テ其ノ合格證書ヲ有スル者

二、滿二年以上高等文官ノ職ニ在リタル者但シ特別任用ノ規定ニ依リ在職シタル者並ニ教官、技術官ノ在職ノ年數ヲ除ク

三、滿二年以上檢事ノ職ニ在ル者及在リタル者

滿二年以上判事ノ職ニ在ル者及在リタル者ハ司法省ノ奏任文官ニ任用スルコトヲ得



第三條 判任文官ハ別ニ規程ヲ設クルモノノ外左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

一、文官普通試験ヲ經テ其ノ合格證書ヲ有スル者

二、文官高等試験ヲ經テ其合格證書ヲ有スル者

三、官立公立中學校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認めタル官立公立學校ノ卒業證書ヲ有スル者

四、高等商業學校舊附屬主計學校及舊主計專修科ノ卒業證書ヲ有スル者並ニ文部大臣ノ許可ヲ經タル學則ニ依リ法律學、政治學又ハ經濟學ヲ教授スル私立學校ニ於テ明治二十六年十一月十日以前ニ卒業證書ヲ得タル者

五、滿二年以上文官ノ職ニ在リタル者但シ特別任用ノ規程ニ依リ在職シタル者並ニ教官技術官ノ在職年數ヲ除ク

第四條 教官及技術官ハ別ニ任用ノ規程ヲ設クルモノノ外高等官ニ在リテハ文官高等試験委員、判任官ニ在リテハ文官普通試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用ス

第五條 特別ノ學術、技藝ヲ要スル行政官ハ高等官ニ在リテハ文官高等試験委員、判任

官ニ在リテハ文官普通試験委員ノ銓衡ヲ經テ教官、技術官ノ中若ハ試験委員ニ於テ教官、技術官タルノ資格アリト認めル者ノ中ヨリ之ヲ任用スルコトヲ得

第六條 滿五年以上雇員トシテ同一官廳ニ勤続シタルモノハ文官普通試験委員ノ銓衡ヲ輕テ直ニ其ノ官廳ノ判任文官ニ任用スルコトヲ得

第七條 本令第一條第二項第三項第四項、第二條第二項、第四條、第五條及第六條其ノ他特別ノ規程ニ依リ任用セラレタル者ハ文官試験ヲ經ルニ非ラザレバ其ノ各條項又ハ其ノ規程ニ指定シタル以外ノ文官ニ任用スルコトヲ得ズ

第八條 文官任用及銓衡ニ關スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

(三) 文官試験規則

文官試験規則 (二十六年勅令第九十七號)

第一章 總 則

第一條 文官試験ハ別ニ規程ヲ設クルモノノ外本令ニ依リ之ヲ行フ



第二條 文官試験ヲ分チテ文官高等試験及文官普通試験ノ二種トス

第三條 文官試験ヲ行フベキ期日及場所ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ公告シ東京以外ノ地ニ於テ行フ試験ニ在リテハ仍其ノ地方ノ新聞紙一種以上ニ公告スベシ

第四條 年齢滿二十年以上ノ男子ニシテ左ノ諸項ノ一ニ該當セザルモノハ文官試験ヲ受クルコトヲ得

- 一 重罪ヲ犯シタル者但シ國事犯ニシテ復權シタル者ハ此ノ限ニアラズ
- 二 定役ニ服スベキ輕罪ヲ犯シタル者
- 三 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セザル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘザル者

第五條 文官試験ヲ受ケテ合格シタル者ニハ合格證書ヲ付與ス

第六條 不正ノ方法ニ依リ試験ヲ受ケント企テタル者及試験ニ關スル規程ニ違背シタル者ハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ズ試験合格證書ヲ受領シタル後、是等ノ事實發覺シタルトキハ其ノ合格證書ヲ無効トス

第七條 文官試験ヲ出願スル者ニハ手数料トシテ高等試験ニ在リテハ金拾圓、普通試験ニ在リテハ金貳圓ヲ納メシム

第二章 文官高等試験

第八條 文官高等試験ハ毎年一回東京ニ於テ文官高等試験委員之ヲ行フ

第八條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ非ザレバ文官高等試験ヲ受クルコトヲ得ズ

- 一 中學校ヲ卒業シタル者
- 二 專門學校令ニ基キ一般ノ專門學校入學ニ關シ試験檢定合格證書ヲ有シ又ハ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者
- 三 文官高等試験委員ニ於テ普通教育ニ關シ中學校ト同等以上ト認ムル外國ノ學校ヲ卒業シタル者

明治三十八年以前ニ於テ中學校卒業以上ノ學力ヲ有スル者ヲ以テ入學程度トスル官立公立學校ノ入學試験ニ合格シ又ハ其豫備科ヲ卒業シタル者ハ前項第二號ニ準ズ

第九條 文官高等試験ヲ分チテ豫備試験及本試験トス豫備試験ニ合格シタル者ニ非ザレ



ハ本試験ヲ受クルコトヲ得ズ

第十條 豫備試験ハ受験人本試験ヲ受クルニ相当ナル學識ヲ有スル者ト認ムヘキヤ否ヲ  
考試スルヲ以テ目的トス

第十一條 豫備試験ハ論文試験並ニ迅速作文及外國語試験ノ二項トシ迅速作文及外國語  
試験ハ論文試験ニ合格シタル者ニ就キ之ヲ行フ

迅速作文ハ論文ニ關聯スル文題ヲ以テ之ヲ試験シ外國語ハ英語、佛語及獨語ノ中ニ就  
キ豫メ一種ヲ選擇セシメ之ヲ試験ス

第十二條 帝國大學法科大学、舊東京大學法學部、文學部及舊司法省法學校正則部ノ卒  
業證書ヲ有スル者及學習院大學科四學年ノ課程ヲ卒業シタル者ハ豫備試験ヲ免ス

第十三條 本試験ハ受験人學理上ノ原則及現行法規ニ通曉シ並ニ其習得シタル學術ヲ實  
務ニ應用スルノ能力アルヤ否ヲ考試スルヲ以テ目的トス

第十四條 本試験ハ左ノ科目ヲ用キテ之ヲ行フ

一 憲法

二 刑法

三 民法

四 行政法

五 經濟學

六 國際法

以上ノ科目ハ試験ノ際選擇取捨スルコトヲ得ズ

一 財政學

二 商法

三 刑事訴訟法

四 民事訴訟法

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ其ノ中ニ就キ豫メ一科目ヲ選擇セシメ之ヲ試験ス

第十五條 本試験ハ分チテ筆記試験及口述試験トス筆記試験ニ合格シタル者ニ非ラザレ  
バ口述試験ヲ受クルコトヲ得ズ



第十六條 豫備試験及本試験ノ合格者ヲ定ムル方法ハ試験委員ノ議定スル所ニ依ル

第十七條 文官高等試験ニ關スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 文官普通試験

第十八條 文官普通試験ハ各官廳ノ須要ニ應シ其ノ廳ノ文官普通試験委員之ヲ行フ

第十九條 文官普通試験ノ科目ハ尋常中學校ノ課程ヲ標準トシ各官廳所掌ノ事務ヲ斟酌

シテ文官普通試験委員之ヲ定メ文官高等試験委員ノ承諾ヲ經ベシ

第二十條 文官普通試験ニ關スル細則ハ文官普通試験委員之ヲ定メテ文官高等試験委員

ニ報告スベシ

附 則

第二十一條 本令ハ明治二十七年一月一日ヨリ施行ス

第八條ノ二、及第十條ノ規定ハ明治四十二年以後、第十一條ノ規定ハ明治三十九年以

後施行スベキ文官高等試験ニ之ヲ適用ス

(四) 海軍省文官普通試験細則

海軍省文官普通試験細則

第一條 文官普通試験ヲ受ケント欲スル者ハ公告ニ應シ別記書式ニ依リ試験願書ヲ文官

普通試験委員長ニ提出スベシ

第二條 試験手数料ハ登記印紙ヲ用ヒ試験願書ニ貼附スベシ但願書ノ取消ヲ求メ又ハ試

験ヲ受ケザルコトアルモ之ヲ還附セズ

第三條 試験ハ筆記及口述ノ二種トス

第四條 筆記試験ニ合格シタルモノニ非ザレバ口述試験ヲ受クルコトヲ得ズ

第五條 筆記試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ行ヒ口述試験ハ其ノ第九以下ノ科目ニ就キ之ヲ

行フ

第一 讀書 白文訓點及釋義

第二 作文 書牘記事若クハ論說(假名交リ文)

第三 地理 本邦及外國地理大要

第四 歴史 本邦及外國歴史大要



- 第五 算術 珠算若ハ筆算
  - 第六 簿記
  - 第七 筆寫 楷行書
  - 第八 外國語 會話歐文和譯及和文歐譯
  - 第九 民法大意
  - 第十 行政法大意
  - 第十一 經濟學大意
- 前項ノ科目中第九以下ハ受験者ヲシテ豫メ其ノ一ヲ選擇セシメ之ヲ試験ス
- 第六條 文官普通試験委員ハ任用ノ目的ニ依リ前條第一項ノ科目中第八以上ニ就キ選擇取捨スルコトヲ得但シ半數以內ニ減ズルコトヲ得ズ
- 第七條 試験科目ハ文官試験規則第三條ニ依ル公告ト同時ニ之ヲ公告ス
- 第八條 口述試験ハ文官普通試験委員二人以上列席シテ之ヲ行フ
- 第九條 試験點數ハ百點ヲ以テ滿點トス其得點各科目平均六十點未滿又ハ一科目四十點

未滿ノ者ハ不合格トス

- 第十條 受験者ハ總テ文官普通試験委員長及同委員ノ命令ヲ遵守スベシ
  - 第十一條 受験者ハ試験期日ニ出席セズ又ハ試験半途ニ退場シタルトキハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ズ
  - 第十二條 試験合格者ノ氏名ハ官報ヲ以テ公告ス
  - 第十三條 試験ニ關シ必要ナル手續ハ文官普通試験委員長之ヲ定ム
- (別記) 文官普通試験出願書式 (用紙美濃紙)

試 驗 願 書

族 籍

氏 名

生 年 月 日

私儀海軍省部内ニ奉職希望ニ付文官普通試験相受度別紙履歷書相添此段奉願候也

現住所 (試験出願中現住所ヲ轉シタルトキハ其都度届ケ出ツベシ)



海軍省文官普通試委員長氏名殿

年 月 日

氏

名 印

履 歷 書

何府縣華士族平民

戸主又ハ何某ノ男、兄弟伯叔父甥

氏

名

生年月日

學 事

一何年何月ヨリ何年何月マデ官公私立何學校ニ於テ何學ヲ修ム(所修ノ科目書若シハ卒業證書ノ寫ヲ添フベシ)

一何年何月何地ニ於テ何々ノ試験ヲ受ケ及第ス(及第證書ノ寫ヲ添フベシ)

職 業

一何年何月何々トナリ何々ノ事ニ從ヒ何年何月辭職又ハ解職

賞 罰

一何年何月何々ノ事由ニ依リ何賞(罰)ヲ受ク

右之通相違無之候也

年 月 日

右

氏

名 印

(五)

海軍准士官並下士ヲ判任文官ニ任用ノ件

朕海軍准士官並服役滿期下士判任文官ニ任用ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十年十二月二十五日 (内閣總理大臣副署)

勅令第六十五號

海軍准士官並服役滿期ノ下士ハ普通試験ヲ要セズ海軍省、遞信省、鐵道局ノ判任文官ニ

任用スルコトヲ得

(六)

海軍准士官下士文官志願者取扱内規

海軍准士官下士文官志願者取扱内規



第一條 海軍准士官及下士ニシテ其ノ退職、現役満期若ハ免役ノ後明治二十年勅令第六十五號及部内特別任用令ニ依リ文官奉職ヲ志願セント欲スル者ハ其ノ退職、現役満期若ハ免役ノ際、履歴書(其習得セル學術ハ成ルベク詳細ニ記入スベシ)ヲ添ヘ其ノ旨所屬長ヲ經テ所管長官ニ届出ツベシ但シ某官廳ニ限リ奉職セント欲スル者ハ其ノ志願ノ廳名ヲモ届出ツベシ

第二條 所屬長前條ノ届書ヲ受取リタルトキハ之ニ本人ノ學術技能性質等ニ關スル自己ノ所見ヲ加ヘ且ツ某官職ニ適スル見込ナルコトヲ附記シテ所管長官ニ進達スベシ

所管長官前項ノ届書ヲ適當ト認ムルトキハ之ヲ海軍大臣ニ進達スベシ

第三條 志願者ノ氏名ハ部内文官志願者及部外文官志願者ニ區別シ志願ノ順序ニ從テ之ヲ志願者名簿ニ記入スベシ

第四條 部内文官ニ缺員アリテ退職、現役満期若ハ免役ノ准士官及下士ヲ採用スル場合ニ於テハ可成志願者名簿ニ依リ撰拔スベシ

部外文官志願者ニ就テハ特ニ其ノ志願ノ官廳ニ紹介スルコトアルベシ

第五條 志願者名簿ニ依リ部内文官ニ採用セントスルトキハ其ノ本人ヲシテ書式ニ從ヒ

志願書ヲ差出サシム

第一條ノ届書ヲ出サハル者ニシテ部内文官ニ奉職セントスル者ノ志願書モ亦同書式ニ依ル

第六條 海軍服役以來ノ經歷ニシテ文官試験規則第四條ニ抵觸スル者ハ文官奉職ヲ志願スルコトヲ得ズ

第七條 第一條ノ届書ヲ差出シタル後身上ニ關シ異動ヲ生シタルトキ又其ノ志願ヲ取消サント欲スルトキハ速ニ順序ヲ經テ届出ツベシ

第八條 志願者ニシテ部外文官ニ任用セラレタルトキハ速ニ其ノ奉職スル廳名及其ノ官等ヲ海軍省ニ届出ツベシ

其ノ轉任者ハ罷免セラレタルトキ亦同シ

書式 (用紙美濃紙添書共同シ)

志 願 書

某儀



過ル年月日退職 現役満期)相成候ニ付キ文官奉職仕度候間御採用相成度別紙履歴書  
(下士ニ在リテハ技術證)相添此段奉願候也  
(明書寫テモ添フベシ)

年 月 日

所管鎮守府(豫備)(後備)

族籍及現住所

官 姓 名 印

生年月日

海軍大臣爵氏名殿

(備考)公務上ノ傷痍疾病ニ依リ現役ヲ退キタル者或ハ免官ノ者ハ尙文官ニ耐ヘ得ベキコトヲ證明シタル軍醫官

ノ診斷書ヲ添フベシ

下士ノ履歴書ハ徵募官ノ證明ヲ要スルモノトス

明治二十八年九月海軍省達號ヲ以テ左ノ如ク定メラル

自今海軍文官ノ任用ヲ具申スルニ際シテ先ツ海軍々醫官ヲシテ體格検査ヲナサシメ其證

明書ヲ添付スベシ但シ不得止場合ニ限り地方醫師二名ノ證明書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ

得

(七) 理事、主理任用令

理事、主理任用令 (勅令第十三號)

第一條 理事ハ理事試補、主理ハ主理試補ヨリ任用ス

滿三年以上理事又ハ主理ノ職ニ在リタル者ハ直ニ之ヲ本官ニ任用スルコトヲ得

第二條 理事試補及主理試補ハ理事試補主理試補登用試験ニ及第シタル者若ハ司法官試  
補タルノ資格ヲ有スル者ヨリ採用ス

第三條 理事試補ハ陸軍省若ハ陸軍軍法會議、主理試補ハ海軍省若ハ海軍軍法會議ニ於  
テ一箇年半以上實務ヲ修習シ實務修習試験ニ合格シタル者ニ非ラザレバ本官ニ任用ス  
ルコトヲ得ズ

第四條 滿三年以上理事又ハ主理ノ職ニ在ル者及其ノ職ニ在リタル者ハ明治二十六年勅  
令第百八十三號文官任用令第一條判事檢事ノ例ニ依リ他ノ委任文官ヲ任用スルコトヲ  
得、但シ理事試補、主理試補登用試験ニ依リ採用セラレタルモノハ此ノ限ニアラズ



第五條 左ノ諸項ノ一ニ該當スル者ハ理事及主理ニ任用スルコトヲ得ス

一 重罪ヲ犯シタル者但シ國事犯ニシテ復權シタル者ハ此ノ限ニアラズ

二 定役ニ服スベキ輕罪ヲ犯シタル者

三 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セザル者又ハ身代限ノ所分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘザル者

第六條 理事試補及主理試補ハ奏任官ノ待遇トス

第七條 登用試験並實務修習及實務修習試験ニ關スル規則ハ理事試補ニ關スルモノハ陸軍大臣、主理試補ニ係ルモノハ海軍大臣之ヲ定ム

第八條 勅任理事及勅任主理ハ本令ノ規程ニ拘ラズ之ヲ任用スルコトヲ得

附則(略之)

勅令第十四號

戰時又ハ事變ニ際シ理事若ハ主理ノ増員又ハ補欠ノ必要アルトキハ理事主理任用令ニ定ムル處ノ實務修習ノ期限ニ拘ラズ且實務修習試験ヲ用キス理事試補若ハ主理試補ヲ本官

ニ任用スルコトヲ得

(八) 主理試補登用試験規則

主理試補登用試験規則

第一條 主理試補登用試験ハ主理試補登用試験委員之ヲ行フ

第二條 主理試補登用試験委員ハ委員長一名委員數名ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 主理試補ニ採用スベキ人員、試験場所及期日ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第四條 主理試補登用試験ヲ受クルコトヲ得ル者ハ成年以上ノ男子ニシテ左ニ記載シタル者ニ限ル但時宜ニ依リ年齢ニ制限ヲ附スルコトアルベシ

一 官立學校及判事檢事登用試験規則第五條ニ依リ司法大臣ノ指定シタル公私立ノ學校ニ於テ法律學ヲ卒業シタル者

二 外國ノ大學校又ハ之ト同等ナル學校ニ於テ法律學ヲ修メ卒業證書ヲ有スル者

第五條 理事、主理任用令第五條ニ該ル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ズ

第六條 試験志願者ハ書式ニ照シ試験願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ海軍大臣ニ差出スベシ



- 一 履歷書
  - 二 身分年齢及兵役ニ關スル證明書
  - 三 第四條ニ定メタル學科ノ卒業證書寫
  - 四 醫師ノ作レル體格證明書
- 試驗志願者ハ試驗手数料トシテ金拾圓ヲ納ムベシ但シ其手数料ハ登記印紙ヲ用ヒ之ヲ  
 試驗願書ニ貼附スベシ
- 手数料ハ試驗願書ヲ取下グ又ハ試驗ヲ受ケザルトキト雖之ヲ還付セズ
- 第七條 試驗ハ受験者ノ學識ヲ試驗スルヲ以テ目的トシ筆記、口述ノ二様トス
- 第八條 筆記試験ハ憲法、刑法、海軍刑法、刑事訴訟法、海軍治罪法、民法、國際公法、  
 國際私法ニ就キ之ヲ施行ス
- 第九條 口述試験ハ筆記試験ニ合格シタル者ニ對シ前條ニ掲ケタル各法ノ中少クトモ三  
 科目ニ就キ之ヲ施行ス
- 第十條 試験合格ヲ定ムル方法ハ試験委員ノ議定スル所ニ依ル

- 第十一條 志願者口述試験ニ欠席シタルトキハ試験ハ成立セザルモノトス
- 第十二條 試験委員長ハ及第者ノ氏名及其ノ試験成績ヲ海軍大臣ニ報告スベシ
- 第十三條 試験ニ及第シタル者ハ官報ヲ以テ之ヲ公布シ仍ホ本人ニ通知ス
- 主理試験補登用試験出願書式 (用紙美濃紙)

試 驗 願 書

族 籍

氏 名

生 年 月 日



私儀主理試験補登用試験相受度候ニ付主理試験補登用試験規則第六條ニ掲クル書類相添  
 へ此段奉願候也

現住所

年 月 日

氏 名 印

海軍大臣爵氏名殿



(海軍省若ハ試験委員ヨリ發スル通知書ヲ送付スベキ宿所ヲ便宜ノ爲メ豫メ現住所外ニ定メ置カントスル者ハ左ノ書式ニ依リ追記スベシ)

追而御省若ハ試験委員ヨリ發スル通知書ハ左ノ處へ御發送被成下度候

何府縣郡(市、區、町)村番地(何某方)

履 歷 書

族 籍

氏 名

何年何箇月

學 事

一何年何月ヨリ何地ニ於テ何某ニ就キ又ハ官公私立何學校ニ於テ何學ヲ修メ所修ノ科目大畧左ニ云々

一何年何月ヨリ何地官公私立何學校ニ於テ法律學科ヲ修業シ何年何月卒業ス其ノ證書寫並ニ本校證明書別紙ノ通

職 業

一何年何月ヨリ何年何月迄何業ヲ營ミ若ハ何業ニ從事ス

一何年何月ヨリ何年何月迄何地何會社ニ傭ハレ何々ノ業務ニ從事ス

官 職

一何年何月ヨリ何年何月迄何地何學校何科教員トナリ教授ニ從事ス

一何年何月ヨリ何年何月迄何官廳ニ於テ何々ノ事務ニ從事ス

賞 罰

一何年何月何地ニ於テ何々ノ事由ニ依リ賞ヲ受ク其ノ辭令書寫左ノ如シ

一何年何月何地ニ於テ何々ノ事由ニ依リ罰ヲ受ク其ノ辭令書寫宣告書要領左ノ如シ

(右ハ辭令書全文ヲ掲ケ若シナキトキハ其事由ヲ本文ニ詳記シ其他總テ事實ヲ明細ニ記入スベシ)

右ノ外破産家資分散又ハ身代限處分ノ有無等

右之通相違無之候也

年 月 日

右



身 分 證 明 書

氏 名 印

族 籍

氏 名

何 年 何 箇 月

本 籍

一 何 府 (縣) 郡 (市、區、町) 村 番 地 華 (士) 族 (平 民) 戶 主 (其 他)

現 住 所

一 何 府 (縣) 郡 (市、區、町) 村 番 地 (何 某 方)

年 齡

一 何 年 何 月 何 日 何 地 於 於 出 生

兵 役

一 何 年 月 日 何 々 々 以 於 何 兵 何 聯 隊 入 營、何 年 月 日 何 等 卒 ト ナリ 何 年 月 日 現 役 滿 期

ヲ 以 於 豫 備 役 ニ 編 入 若 ハ 何 年 月 日 某 徵 募 署 ニ 於 於 兵 役 免 除 等 兵 役 上 ノ 事 項 ヲ 記 載  
ス ベシ

一 理 事 主 理 任 用 令 第 五 條 ニ 觸 ル、コ ト ナシ

右 之 通 相 違 無 之 候 也

年 月 日

右

氏 名 印

右 之 通 相 違 無 之 此 段 證 明 候 也

何 府 縣 郡 市 町 村 長 氏

名 印

年 月 日

本 籍 地 ノ 市 町 村 長 ニ 限 ル

體 格 證 明 書

一 定 ノ 書 式 ヲ 示 サ、ル ニ 付 相 當 醫 師 ニ 就 キ 身 體 強 壯 ニ シ テ 從 軍 ニ 堪 フ ベ ク 且 著 大 ナ

ル 畸 形 等 ア ラザ ル コ ト ノ 證 明 ヲ 受 ク ベシ

(九)

主 理 試 補 出 願 並 實 務 修 習 及 實 務 修 習 試 驗 規 則



主理試補出願並實務修習及實務修習試験規則

- 第一條 司法官試補タル資格ヲ有スル者ニシテ主理試補タラント欲スル者ハ左ノ書類ヲ添ヘ海軍大臣ニ願出ヅベシ
  - 一 履歷書
  - 二 族籍年齢兵役ニ關スル證明書
  - 三 司法官試補タルヲ得ル證明書
  - 四 理事主理任用令第五條ニ觸レザル證明書
- 第二條 主理試補ハ海軍省若ハ海軍軍法會議ニ附屬シテ實務ヲ習修セシム
- 第三條 實務修習ノ監督ハ軍法會議ノ上席主理之ヲ爲ス
- 第四條 主理試補職務上若ハ職務外ノ行狀其ノ職務ヲ執ルニ不適當ナルカ又ハ其ノ習修進歩不十分ニシテ實務修習試験ニ及第ノ見込ナキトキハ直接指揮監督者ハ海軍省司法部長ヲ經由シテ海軍大臣ニ具申スベシ
- 海軍大臣前項ノ具申ヲ受ケタルトキハ主理試補ヲ免ズルコトアルベシ

- 第五條 試験ノ場所及期日ハ海軍大臣之ヲ定ム
- 第六條 實務修習試験ハ直接指揮監督者ノ具申ニ依リ海軍大臣ハ試験委員長ヲシテ之ヲ行ハシム
- 第七條 實務修習試験ハ主理試補ノ實務ニ修熟シタルヤ否ヤヲ試験スルヲ以テ主タル目的トシ筆記、口述ノ二様トス
- 第八條 筆記試験ハ試験委員ヨリ受験者ニ刑法、海軍刑法ニ關スル事件二件以上並ニ民事二件以上ノ訴訟書類ヲ付與スベシ
- 第九條 受験者ハ付與セラレタル訴訟書類ニ就キ事實及理由ヲ詳示シタル判決書ヲ答案トシテ試験委員ニ差出スベシ
- 答案ハ七日以内ニ之ヲ差出スベシ此ノ期間内ニ答案ヲ差出サザルトキハ試験ハ成立セザルモノトス
- 第十條 口述試験ハ海軍刑法、海軍治罪法、刑法、民法、戒嚴令、徵發令、海軍徵罰令、國際公法、國際私法ノ中少クトモ三科目ニ付之ヲ施行ス



第十一條、左ノ場合ニ於テ海軍大臣ハ試験委員長ノ報告ニ依リ試補ヲ免ス

- 一 實務修習試験ニ及第セザルトキ
- 一 實務修習試験ノ成立セザルトキ

第十二條 前條第二ノ場合ニ於テ試補已ムヲ得ザル事故アリシコトヲ陳述シ試験委員之ヲ正當ト認メタルトキハ其ノ旨ヲ海軍大臣ニ具申スベシ

海軍大臣前項ノ具申ヲ受ケタルトキハ其ノ試補ニ一回ヲ限り次期ノ試験マデ引續キ修習ヲナサシムルコトアルベシ

第十三條 主理試補登用試験規則第二條、第十條、第十一條、第十二條ノ規定ハ本令ニ之ヲ適用ス

(十) 海軍録事特別任用令

海軍録事特別任用令

第一條 録事ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ任用ス

- 一 録事登用試験ヲ經テ其ノ合格證書ヲ有スル者

二 裁判所書記登用試験ヲ經テ其ノ及第證書ヲ有スル者

第二條 録事登用試験ニ關スル規則ハ海軍大臣之ヲ定ム

(十一) 望樓長望樓手任用令

望樓長、望樓手任用令

第一條 望樓長、望樓手ハ望樓長、望樓手試験ニ合格シタル者ノ中ヨリ之ヲ任用ス

第二條 (削除)

第三條 左ニ掲クル諸項ノ一ニ該ル者ハ望樓長、望樓手ニ任用スルコトヲ得ズ

- 一 年齢二十年未滿ノ者
- 二 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 三 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權ヲ得ザル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ其ノ辨償ヲ終ヘザル者

第四條 左ニ掲クル諸項ノ一ニ該ル者ハ試験ヲ用キズ望樓長、望樓手試験委員ノ銜ヲ經テ望樓手ニ任用スルコトヲ得



一 豫備、後備海軍准士官下士卒

二 海軍准士官下士卒ニシテ服役満期ニ依リ免官免役ノ後満五箇年以内ノ者

三 満一箇年以上電信ノ業務ニ従事シタル者

第五條 望樓手ニシテ満三年以上勤績シ技術優等、職務勉勵且品行方正ナル者ハ試験ヲ用キズ望樓長ニ任用スルコトヲ得

第五條ノ二 望樓長、望樓手ハ満五箇年以上服務スベキモノトス但シ望樓手ヨリ望樓長ニ任用セラレタル者ニ在リテハ望樓手タリシトキノ服務年數ヲ通算ス

第六條 望樓長、望樓手試験ニ關スル規程ハ海軍大臣之ヲ定ム

望樓長、望樓手試験委員ハ海軍大臣之ヲ命ス

(十二) 望樓長、望樓手試験規則

望樓長、望樓手試験規則

第一條 望樓長、望樓手タランコトヲ志願スル者ハ願者(第一書式)ニ履歷書(第三書式)並ニ戶籍謄本ヲ添ヘ附近ノ鎮守府若ハ要港部ニ差出スベシ但シ望樓手ヨリ望樓長ニ任用セラレ

ンコトヲ志願スル者ノ願書ニハ履歷書及戶籍謄本ヲ添フルヲ要セズ

前項ノ志願者ニシテ望樓長、望樓手任用令第四條ニ該當スル者ノ願書ハ第二號書式ニ

依ルベシ但シ同條第一號若ハ第二號ニ該當スル者ハ戶籍謄本ヲ添フルヲ要セズ

第二條 試験ハ分テ體格検査及學術試験ノ二トス、學術試験ハ體格検査ニ合格シタルモ

ノニ非ラザレバ行ハズ但シ望樓手ニシテ望樓長ニ任用セラレンコトヲ志願スル者ニア

リテハ學術試験ノミヲ行ヒ又服役満期ノ故ニアラズシテ免官免役トナリタル海軍准士

官下士卒ニアリテハ體格検査ノミヲ行フコトヲ得

前項ニ依リ體格検査ノミヲ受クベキ海軍下士卒ハ三箇年以上現役ニ服シタル者ニ限ル

第三條 望樓長ノ學術試験科目ハ左ノ如シ

讀書(漢字文)

作文(通俗文)

算術(四則ヨリ比例マテ)

電信術

各國ノ國旗並ニ軍艦旗ノ識別

望樓手學術試験科目ハ前項ヲ適用ス但シ其ノ問題ハ望樓長ノ試験問題ヨリ簡易ナルモノトス



第四條 試験委員長ハ海軍省ニ試験委員ハ海軍省、鎮守府及要港部ニ常置ス

第五條 試験ハ東京又ハ鎮守府若ハ要港部所在ノ地ニ於テ之ヲ行フ但シ望樓手ニシテ望樓長ニ任用サレンコトヲ志願スル者ノ試験ハ之ヲ海軍望樓ニ於テ施行スルコトヲ得

第六條 鎮守府若ハ要港部所在ノ地ニ於テ試験ヲ行フトキハ試験委員長ヨリ其ノ受験者ノ氏名ヲ當該鎮守府若ハ要港部ニ於ケル試験委員ニ通報ス

第七條 鎮守府若ハ要港部所在ノ地ニ於テ學術試験ヲ行フトキハ試験委員長ヨリ密封ヲ以テ問題書ヲ鎮守府若ハ要港部ニ於ケル試験委員ニ送付ス試験委員ハ指定ノ時期ニ試験ヲ施行シ其應答書ハ密封ヲ以テ之ヲ試験委員長ニ送付スベシ

第五條ニ依リ海軍望樓ニ於テ學術試験ヲ施行スルニハ前項ニ準シ鎮守府若ハ要港部ニ於ケル試験委員ヨリ問題書ヲ望樓長ニ送付シ望樓長ヲシテ試験ニ臨場セシメ密封ヲ以テ其ノ應答書ヲ返附セシムルコトヲ得

試験委員長ハ鎮守府若ハ要港部ニ於ケル試験委員ヨリ送附シタル應答書ヲ審査シ成績順序ヲ定メ之ヲ海軍大臣ニ進達スベシ

第八條 鎮守府若ハ要港部ニ於テ第一條ノ願書ヲ受領シタルトキハ司令長官ハ望樓監督

官、司令官ハ參謀長ヲシテ之ヲ調査セシメ意見ヲ附シ之ヲ海軍大臣ニ進達スベシ

第九條 試験委員長ハ試験合格者ニ合格證書ヲ授與スベシ但シ合格證書ノ有効期限ハ證書授與ノ日ヨリ滿一箇年トス

前項ノ合格者ニシテ其ノ任用ノ以前ニ於テ之ヲ辭セント欲スル者ハ速ニ狀ヲ具シ之ヲ最初出願シタル鎮守府若ハ要港部ニ願出ツベシ司令長官若ハ司令官ハ其ノ願書ヲ海軍大臣ニ進達スベシ

第一號書式 (用紙美濃紙ニ折一通)

望樓長(望樓手)試験願

氏 名

何年何月何日生  
年 月 何年何箇月

私儀望樓長(望樓手)志願ニ付(何鎮守府若ハ何要港部所在ノ地)(東京ニ於テ試験相  
受度履歷書並戸籍謄本相添此段奉願候也



海軍大臣爵氏名殿

年 月 日

本籍  
現住所

氏 名 印

第二號書式 (用紙同右)

望樓手任用願

氏 名

何年何月日生  
年號月 何年何箇月

私儀望樓手志願ニ付望樓長、望樓手任用令第四條ニ依リ任用相成度履歷書相添へ此  
段奉願候也

本籍  
現住所

海軍大臣爵氏名殿

年 月 日

氏 名 印

第二號書式 (用紙同右)

履 歷 書

何府縣華(士)族平民  
戸主或ハ何某男又ハ兄弟伯叔甥附籍

氏 名

何年何月何日生  
年號月 何年何箇月

一本籍(府縣都市區町村番地ヲ詳記シ寄留  
ノ者ハ寄留地ノ住所ヲモ記スベシ)

一現住地(同シ)

一修學

一職業技藝等



一官廳會社等ノ職務ニ從事シタルコト(其後備海軍准士官及下士官ハ其奉職中ノ事歴ヲ詳記スベシ)

一賞罰

一破産若ハ家資分産ノ宣告又ハ身代限ノ處分ヲ受ケズ

(又ハ受ケント雖辨償ヲ完了セリ)

前書相違無之候也

年 月 日

右

氏

名 印

(十三)

海軍通譯官特別任用令

海軍通譯官特別任用令 (勅令第三百六十九號)

海軍通譯官ハ文官任用令ノ規定ニ依ラズ文官高等試験委員ノ詮衡ヲ經テ任用スルコトヲ得

(十四)

海軍監獄官特別任用令

海軍監獄官特別任用令

第一條 海軍監獄長ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ノ中ヨリ之ヲ任用スルコトヲ得但シ第三

第四ニ該ル者ハ文官高等試験委員ノ詮衡ヲ經ルヲ要ス

一 海軍將校若ハ海軍主計官

二 主理ノ職ニ在ル者

三 五年以上海軍監獄書記又ハ海軍監獄看守長ノ職ニ在リタル者ニシテ現ニ海軍監獄

看守長ノ職ニ在リ判任官五級俸以上ノ俸給ヲ受クル者

四 五年以上録事ノ職ニ在リ現ニ判任官五級俸以上ノ俸給ヲ受クル者

第二條 海軍監獄看守長ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用スルコトヲ得但シ第五

第六ニ該ル者ハ文官普通試験委員ノ詮衡ヲ經ルヲ要ス

一 海軍准士官

二 海軍監獄書記ノ職ニ在リタル者

三 録事ノ職ニ在リタル者

四 海軍下士及海軍下士タリシ者



五 三年以上海軍監獄看守又ハ海軍警査ノ職ニ在リ精勤證書ヲ有シ學術試験ニ及第シタル者

第二條 海軍監獄看守採用ノ規定ハ海軍大臣之ヲ定ム

(十五) 海軍警査及海軍監獄看守採用規則

海軍警査及海軍監獄看守採用規則

第一條 海軍警査及海軍監獄看守ハ海軍警査及海軍監獄看守採用試験ニ合格シタル者ヨリ之ヲ採用ス

第二條 海軍警査及海軍監獄看守採用試験ハ鎮守府司令長官(東京ニ在テハ海軍省司法局長)其ノ部下ノ海軍警査及海軍監獄看守採用試験委員ヲシテ之ヲ行ハシム

鎮守府司令長官ハ他ノ鎮守府司令長官ニ採用試験ヲ囑托スルコトヲ得

第三條 海軍警査及海軍監獄看守採用試験委員ハ委員長一名委員數名ヲ以テ之ヲ組織シ鎮守府司令長官(東京ニ在テハ海軍省司法局長)其ノ部下ノ高等官及判任官中ヨリ之ヲ命ス

第四條 海軍警査及海軍監獄看守志願者ハ品行方正、年齢二十一年以上四十五年未満ニシテ徵兵現役ニ關係ク且ツ左ノ諸項ニ該當セザルモノタルベシ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ輕禁錮ニ處セラレ刑ノ執行ヲ了リ又ハ執行免除アリタル日ヨリ五年ヲ經過シタル者及國事犯ニシテ復權ヲ得タル者ハ此ノ限ニアラズ

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ未ダ復權セザル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘザル者

第五條 採用試験ハ身體検査ニ合格シタル者ニ就キ之ヲ行フ

第六條 採用試験ノ科目ハ左ノ如シ

一 刑法、海軍刑法、海軍治罪法、海軍監獄則及海軍監獄施行細則ノ大要

二 普通往復文

三 算術(加減乗除)

第七條 試験合格者ヲ定ムル方法ハ試験委員ノ議定スル所ニ依ル試験委員長ハ試験ヲ結



了シタルトキハ合格者ノ氏名及其ノ成績ヲ長官ニ具申シ其認可ヲ得テ合格者ニ合格證書ヲ授與スベシ長官ハ試験合格者ノ氏名及其成績ヲ海軍大臣ニ報告シ囑托ニ依ルトキハ囑托長官ニモ通報スベシ

試験合格ノ有効期間ハ一箇年トス

第八條 左ニ掲クル者ハ試験ヲ用キズ海軍警査及海軍監獄看守採用試験委員ノ詮衡ヲ經テ海軍警査ニ採用スルコトヲ得

- 一 現役ヲ退キタル海陸軍准士官、海陸軍下士及海陸軍下士タリシ者
- 二 海軍警査又ハ海軍監獄看守ノ職ニ在リタル者
- 三 三年以上警察ニ關スル職務ニ従事シタル者

第八條ノ二 左ニ掲クル者ハ試験ヲ用キズ海軍警査及海軍監獄看守採用試験委員ノ詮衡ヲ經テ海軍監獄看守ニ採用スルコトヲ得

- 一 現役ヲ退キタル海陸軍准士官、海陸軍下士、及海陸軍下士タリシ者
- 二 海軍警査又ハ海軍監獄看守ノ職ニ在リタル者

三 二年以上監獄看守又ハ陸軍監獄看守ノ職ニ在リタル者

第九條 海軍警査ハ海軍監獄看守ニ海軍監獄看守ハ海軍警査ニ別ニ試験ヲ用キズ採用スルコトヲ得

第九條ノ二 試験合格後直ニ採用セラレザリシ者及前三條ニ掲ケタル者ハ採用ノ際身體検査ヲ行フ

附則(第十條、第十一條ハ略之)

(十六) 海軍文官の俸給

海軍高等文官の俸給は、高等官官等俸給令に依るものにして、海軍參事官の年俸は左の如し

一級俸二千五百圓	二級俸二千二百圓	三級俸二千圓
四級俸千八百圓	五級俸千六百圓	六級俸千四百圓
七級俸千二百圓	八級俸千圓	九級俸九百圓
十級俸八百圓		



又、海軍技師の年俸は勅任は一級四千圓、二級三千五百圓、三級三千圓、にして奏任は參事官に同じ。  
 其他の待遇者俸給は左の如し。

年俸	主理		教授		編修		通譯官		監獄長	
	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級
八	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千
七	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千
六	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千
五	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千
四	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千
三	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千
二	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千
一	千	千	千	千	千	千	千	千	千	千

勅任主理ノ年俸ハ參千圓トス  
 教授ニシテ一級俸ヲ受ケ在職五ケ年以上ニ至リ功勞アル者ニハ年俸參千圓迄増給セラル  
 監獄長ニシテ一級俸ヲ受ケ在職三年以上ニ至リ功勞アルモノニハ年俸千貳百圓迄増給セラル  
 海軍判任文官の俸給は、判任文官俸給令に依るものにして、月俸を分ちて十級とし左表に依り毎月下旬に於て支給せらる。

年俸	十二	十一	十	九
八	千	千	千	千
七	千	千	千	千
六	千	千	千	千
五	千	千	千	千
四	千	千	千	千
三	千	千	千	千
二	千	千	千	千
一	千	千	千	千

一級俸七拾五圓

二級俸六拾圓

三級俸五拾圓



- 四級俸 四拾五圓
- 七級俸 參拾圓
- 十級俸 拾五圓
- 五級俸 四拾圓
- 八級俸 貳拾五圓
- 六級俸 參拾五圓
- 九級俸 貳拾圓

(以上ハ海軍判任文官官等表中、海軍技手迄皆同シ)  
 又判任官待遇の月俸は左の如し。

判任待遇俸給表

月俸	一級俸	四拾五圓	貳拾五圓	貳拾圓	海軍監 看守
	望樓長	四拾五圓	貳拾五圓	貳拾圓	海軍警査
二級俸	四拾圓	貳拾圓	拾八圓		
三級俸	參拾五圓	拾五圓	拾六圓		
四級俸	參拾圓	拾貳圓	拾五圓		
五級俸	貳拾五圓	拾圓	拾四圓		

六	拾參圓
七	拾貳圓

海軍監獄看守及警査ニシテ一級俸ヲ受ケ在職ニケ年以上ニ至リ事務ニ熟練ナルモ  
 ノニハ月俸貳拾五圓迄増級セラル

(十七)

海軍文官進級増俸取扱規則

海軍文官進級増俸取扱規則

- 第一條 文官ノ進級増俸ハ總テ拔擢ヲ以テス
- 第二條 文官進級増俸ノ年限ハ高等官官等俸給令及判任官俸給令ノ規程ニ依ル
- 第三條 文官ハ一時ニ二級以上増俸スルコトナシ
- 第四條 最上級ヲ受クル判任文官ニシテ判任官俸給令第四條ニ該當シ増俸スルモ一時ニ  
 五圓ヲ起過スル増俸ヲナサザルヲ例トス
- 第五條 文官ノ進級増俸ハ毎年三月一日、九月一日ノ現在員ニ就テ調査シ各其ノ月ノ二



十日迄ニ到達ノ見込ヲ以テ左ノ各號ニ依リ移牒若ハ具狀スベシ  
(各號省略ス)

第六條 前諸條ニ依リ難キモノアルトキハ其理由ヲ具シ臨時進級若ハ増俸ヲ具申スルコトヲ得

第七條、第八條(省略)

(十八) 高等官官等俸給令及判任官俸給令

1、高等官官等俸給令

海軍文官に必要なる條項のみを摘録す。

第一條 親任式ヲ以テ叙任スル官ヲ除ク外高等官ヲ分テ九等トス親任式ヲ以テ叙任スル官及一等官、二等官ヲ勅任官トシ三等官乃至九等官ヲ委任官トス

第二條 勅任官中親任式ヲ以テ叙任スル官ノ辭令書ハ親書ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣又ハ首座ノ大臣之ニ副署ス

第三條 親任式ヲ以テ叙任スル官ヲ除キ其他ノ勅任官ノ辭令書ハ御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣

臣之ヲ奉行ス

第四條 委任官ノ叙任及叙等ハ内閣總理大臣之ヲ奏薦シ其各省及各省屬ノ官廳ニ屬スル

モノハ内閣總理大臣ヲ經由シテ主任大臣之ヲ奏薦ス

第五條 委任官ノ辭令書ハ内閣ノ印ヲ鈐シ内閣總理大臣之ヲ宣行ス

第六條 (略)

第七條 初メテ高等文官ニ任セラル、者ノ官等ハ六等以下トス

第八條 高等官ノ官等ハ別ニ進級ノ例ヲ定メタル者及七等以下ノ者ヲ除ク外在職滿二年ヲ踰ユルニ非ザレバ陞叙スルコトヲ得ズ

第九條 ヲリ第十二條迄略ス

第十三條 高等文官死亡シタルトキハ其在職中ナルト非職中ナルトニ拘ハラズ在職最終年俸三分ノ一ヲ其遺族ニ給ス

第十四條 年俸ハ十二分シテ毎月之ヲ支給ス

第十五條 以下省略ス



2、判任官俸給令

海軍文官に必要なる條項のみを摘録す。

第一條 判任文官ノ月俸ヲ分チテ十級トシ別表ニ依リ毎月下旬ニ於テ之ヲ支給ス

第二條 陸海軍准士官下士ノ月俸ハ別ニ定ムル所ニ依ル其他特ニ定ムルモノハ前條ノ限ニアラス

第三條 判任官ハ每級在職一年以上ニ至ラザレバ増給スルコトヲ得ズ但シ六級俸以下ノ者ハ此ノ限ニアラズ

第四條 判任官最上級俸ヲ受ケ五年ヲ踰ヘ事務熟練優等ナル者ハ特別ヲ以テ別表ノ範圍ニ拘ラズ漸次百圓迄増俸スルコトアルベシ

第五條 官ニ在リテ死亡シタルモノハ月俸三ヶ月分ヲ其遺族ニ給ス非職者ニ於テモ亦同シ但シ遺族トハ官吏遺族扶助法ニ於テ遺族ト稱スル者ヲ云フ

第六條 以下及別表ハ省略ス

(十九) 文官分限令

文官分限令

第三條 本令ハ親任式ヲ以テ叙任スル官、公使、秘書官及法令ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外一般ノ文官ニ適用ス

第二條 官吏ハ刑法ノ宣告、懲戒ノ處分又ハ本令ニ依ルニ非ザレバ其ノ官ヲ免セラル、コトナシ

第三條 官吏左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其官ヲ免ズルコトヲ得

- 一 不具、癡疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘザルトキ
- 二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘザルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ依リ免官ヲ願出タルトキ

三 官制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生ジタルトキ

前項第一號ニ依リ其官ヲ免ズルトキハ高等官ニ在テハ文官高等懲戒委員會、判任文官ニ在テハ文官普通懲戒委員會ノ審査ニ付ス

第四條 官吏ハ癡官若ハ廢廳ノ場合ニ於テハ當然退官者トス



第五條 第十一條第一項第三號及第四號ニ依リ休職ヲ命セラレ滿期ニ至リタルトキハ當然退官者トス

第六條 官吏ハ其ノ意ニ反シテ同等官以下ニ轉官セラル、コトナシ

第七條 文官高等懲戒委員會ニ顧問醫二人ヲ置ク

審査上必要ノ場合ニ於テハ臨時顧問醫ヲ加フルコトヲ得

第八條 文官普通懲戒委員會ニ臨時顧問醫ヲ置ク

第九條 懲戒委員會ハ本令ニ依ル審査ヲナス前豫メ顧問醫ノ意見ヲ徵スベシ

第十條 第三條第二項ニ依ル懲戒委員會ノ審査ニ關シテハ文官懲戒令第十二條第十三條

第二十四條第二十五條第二十九條乃至第三十四條ノ規定ヲ準用ス

第十一條 官吏左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命ズルコトヲ得

一、懲戒會ノ規定ニ依リ懲戒委員會ノ審査ニ付セラレタルトキ

二、刑事事件ニ關シ告訴若ハ告發セラレタルトキ

三、官制又ハ定員ノ改正ニ依リ過員ヲ生ジタルトキ

四、官廳事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ

前項休職ノ期間ハ第一號及第二號ノ場合ニ在テハ其ノ事件ノ懲戒委員會又ハ裁判所ニ

繫屬中トシ第三號及第四號ノ場合ニ在テハ高等官ニ付テハ滿二年判任官ニ付テハ滿一

年トス

第十二條 休職者ハ其ノ本官ヲ奉ジテ職務ニ從事セズ其他總テ在職官吏ト異ナルコトナ

シ

前條第一項第三號及第四號ニ依リ休職ヲ命セラレタル者ニハ本屬長官ハ事務ノ都合ニ

依リ何時ニテモ復職ヲ命ズルコトヲ得

第十三條 第十一條ニ依リ休職ヲ命セラレタルモノニハ其ノ休職中俸給ノ三分ノ一ヲ給

ス

第十四條 免官ハ勅任官ニ在テハ内閣總理大臣、奏任官ニ在テハ内閣總理大臣ヲ經テ本

屬長官奏請シ裁可ニ依リ之ヲ行フ

休職ハ勅任官ニ在テハ内閣總理大臣奏請シ裁可ニ依リ之ヲ行ヒ奏任官ニ在テハ内閣總



理大臣ノ認可ヲ經テ本屬長官之ヲ命ズ其ノ復職ヲ命ズルトキ亦同ジ

附則(省略ス)

(二十) 叙位及叙勳

1、叙位

高等官、新任陸等の後、滿一ヶ月を經過するときは左表の通り位記を賜はるものとす、但し親任官は一ヶ月の經過を要せず。

文武官叙位進階表

官位階	正一位	從一位	正二位	從二位	正三位	從三位	正四位	從四位	正五位	從五位	正六位	從六位	正七位	從七位	正八位	從八位
内閣總理大臣																
各省大臣																
陸海軍大將																
親任官																
親任待遇																
一 等																
二 等																

高等官、初叙位に叙せられたる後、勤勞を累ぬるに従ひて前表の通り漸次進階せしめらる。又、高等官、在職滿十年以上にして、左の場合に該るときは其の勤勞の狀況に依り特に位一級を進めらる。

一、病氣危篤のとき

二、廢官、退官、退職のとき



其他勅任待遇者は、在職滿二年の後、正五位に叙し、滿五年を経て一階を進められ、奏任待遇者にして官等に准し其の待遇を受くる者は、在職滿三年の後前記の表の通り初叙相當位に叙せらる。

判任文官、在職滿二十年以上にして、勤勞あるものは左の標準に依り叙位せらる。

判任文官七級俸以下十級俸以上の者

從八位に

同 四級俸以下六級俸以上の者

正八位に

同 一級俸以下三級俸以上の者

從七位に

同 特別俸の者

正七位に

又從七位に叙せられてより滿五年以上を經過して勤勞ある者は

正七位に

正七位に叙せられてより滿十年を経て勤勞顯著なるものは、從六位に進階せらる。

2、叙勳

文官は武官と同じく積年勤勞し、其成績顯著なるときは、叙勳内則に依り左の標準に據り勳等に叙せらる。

勳八等に叙せらるべき者

判任官一等、奉職滿二十年以上

判任官二等以下、二等以下は一等の年數に毎等一年を遞加したる者

勳七等に叙せらるべき者

判任官一等、勳八等を有せし後滿六年以上の者

判任官二等以下、一等の年數に毎等一年を遞加したる者

勳六等に叙せらるべき者

高官三等 奏任 奏職滿十二年以上の者

同 四等(同) 同 十二年半以上の者

同 五等(同) 同 十三年以上の者

同 六等(同) 同 十三年半以上の者

同 七等(同) 同 十四年以上の者

同 八等(同) 同 十四年半以上の者



同 九等(同)

判任官一等

勳五等に叙せらるべき者

高等官三等(兼任)

高等官四等以下八等迄

勳四等に叙せらるべき者

高等官二等(兼任)

高等官三等(兼任)

高等官四等以下六等迄

勳三等に叙せらるべき者

高等官一等(兼任)

高等官二等(兼任)

同 十五年以上の者

勳七等を有せし後滿十年以上の者

勳六等を有せし後滿四年以上の者

三等の年數に毎等一年を遞加したる者

奉職以來滿七年以上の者

勳五等を有せし後滿六年以上の者

三等の年數に毎等一年を遞加したる者

奉職滿八年以上、親任官待遇を受くる者は滿六年半以上の者

勳四等を有せし後滿四年以上の者

同 三等(兼任)

同 四等(同)

勳二等に叙せらるべき者

親任官(兼任)

高等官一等(同)

同

同

八年以上の者

九年以上の者

奉職滿五年以上の者

勳三等を有せし後滿七年以上、親任官の待遇者は滿五年以上の者

勳三等を有せし後滿八年以上の者

勳二等を有せし後滿七年以上の者

同滿十年以上、親任官の待遇者は滿八年以上の者

同

(二十一) 恩給  
文官判任以上の者にして、在官滿十五年以上の者、左の事項の一に該るときは終身恩給を給せらる。



一、年齢六十歳を超へ退官を許されたるとき、  
 二、傷痍を受け若は疾病に罹り其の職に堪へず退官を許されたるとき、  
 三、廢官 廢廳 若は官廳事務の伸縮又は非職（休職）満期に依り退官したるとき  
 又左に掲ぐる事項の一に該る者は、右の事項に拘らず終身恩給を給せられ且其最下金額  
 十分の七迄の増加恩給を給せらる。

一、公務に依り傷痍を受け一肢以上の用を失ひ若くは之に準すべき者にして其職務に  
 堪へず退官したるとき。  
 二、公務に困り健康に有害なる感動を受くることを顧みる能はずして勤務に従事し、  
 爲めに疾病に罹り一肢以上の用を失ひ若くは之に準すべき者にして其職務に堪へず  
 退官したるとき、

恩給の年額は退官現時の俸給と在官年數とに依り之を定めらる、即ち左の如し。  
 在官滿十五年以上十六年未滿にして退官したる者は俸給年額の二百四十分の六十、例  
 へば月俸三十圓の者は

恩給年額 九十圓  
 又、三十五圓の者は 百五圓

四十圓の者は 百二十圓  
 又、在官年滿十五年以後は滿一年毎に二百四十分の一を加へ滿四十年に至りて止む。  
 但し、在官四十年以上の者には四十年の額にして、又十五年未滿の者に給すべき恩給は  
 十五年の額とす。

○ 第四篇 海軍豫備員、雇員傭人及職工之部

(一) 海軍豫備員條例

海軍豫備員條例 (三十七年勅令第七十九號)

- 第一條 海軍ニ海軍豫備員ヲ置ク
- 第二條 海軍豫備員ハ海軍々人トシ豫備役ニ服セシム
- 第三條 海軍豫備員ハ之ヲ上長官、士官、准士官、下士ニ分チ別ニ候補生ヲ置ク



第四條 海軍豫備員ハ拔擢ニ依リ級ヲ追ヒ其ノ官階ヲ歷進セシム但シ海軍豫備兵曹長又

ハ海軍豫備機關兵曹長ノ海軍豫備中尉又ハ海軍豫備機關中尉ニ進ムハ特選ニ依ル

第五條 海軍豫備少尉候補生ハ左ニ掲クル者ヨリ採用ス

一 遞信省所管商船學校卒業者

二 甲種二等運轉士ノ海技免狀ヲ有シ二箇年以上、五百噸以上ノ船舶ニ於テ二等運轉士タリシ者

第六條 海軍豫備機關少尉候補生ハ左ニ掲クル者ヨリ採用ス

一 遞信省所管商船學校卒業者

二 一等機關士ノ海技免狀ヲ有シ二箇年以上、五百噸以上ノ船舶ニ於テ一等機關士タリシ者

第七條 海軍豫備三等兵曹ハ左ニ掲クル者ヨリ任用ス

一 海軍大臣ノ允當ト認メタル商船學校ノ卒業者

二 運轉士ノ海技免狀ヲ有シ二箇年以上船舶職員タリシ者

第八條 海軍豫備機關三等兵曹ハ左ニ掲クル者ヨリ任用ス

一 海軍大臣ノ允當ト認メタル商船學校ノ卒業者

二 機關士ノ海技免狀ヲ有シ二箇年以上船舶職員タリシ者

第八條ノ二 外國ノ海技免狀ヲ有シ外國船舶ノ職員タル經歷アル者帝國ノ海技免狀ヲ併有スルトキハ前四條ニ掲クル者ニ準ジ之ヲ海軍豫備員ニ採用又ハ任用スルコトヲ得

第九條 遞信省所管商船學校卒業者以外ノ者ヲ海軍豫備員ニ採用又ハ任用スルハ其ノ志願ニ依リ左ノ諸號ニ適合スル場合ニ限ル

一 年齢二十歳以上ノ者

二 海軍志願者體格検査規格ニ適合ノ者

第十條 品行方正ニシテ志操確實、學術技藝優等ニシテ海軍豫備員タルニ適スル者

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權ヲ得ザル者



三 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘザル者

第十一條 海軍豫備員ノ採用、任用又ハ進級ハ海軍砲術學校、海軍水雷學校、又ハ海軍

工機學校ニ於テ必要ナル教育ヲ施シ試験ヲ爲シ檢定委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ行フモノト

ス。但シ商船學校卒業者ヲ候補生ニ採用スルハ此ノ限ニアラズ

海軍大臣ノ允當ト認メタル商船學校ノ卒業者ヲ海軍豫備三等兵曹若ハ海軍豫備三等機

關兵曹ニ任用シ又ハ候補生ヲ海軍豫備少尉若ハ海軍豫備機關少尉ニ任用スルトキハ教

育及試験ヲ施行セズ

第五條第二號、第六條第二號、第七條第二號、第八條第二號及第八條ノ二ニ該當スル

者其ノ技術特ニ拔群ナルトキハ檢定委員ノ銓衡ヲ經テ直ニ之ヲ海軍豫備員ニ採用又ハ

任用シ必要ナル教育ヲ受ケシムルコトヲ得

戰時事變ノ際ハ教育及試験ヲ省略スルコトヲ得

第十二條 海軍豫備員ハ召集中ノ日數及船舶ノ職員トシテ勤務セル日數ヲ實役停年トシ

其ノ最下期限五箇年ヲ超ユルニ非ザレバ官階ヲ進ムルコトヲ得ズ但シ候補生ノ海軍豫

備少尉又ハ海軍豫備機關少尉ニ進ムハ其ノ實役停年最下期限ヲ二箇年トス

戰時事變ノ際ハ實役停年最下期限ヲ半ニ減ズルコトヲ得

第十三條 海軍豫備員ノ採用、任用又ハ進級ハ士官以上ニ在テハ海軍大臣之ヲ奏請シ候

補生及准士官以下ニ在テハ海軍大臣之ヲ專行ス

第十四條 海軍豫備員ノ定限年齢ヲ五十トシ定限年齢ニ滿ツル迄服役セシメ定限年齢ニ

達シタルトキハ准士官以上ニ在テハ退役トシ候補生及下士ニ在テハ之ヲ免シタルモノ

トス

第十五條 海軍豫備員ハ戰時事變其ノ他必要アル場合ニ於テ勤務又ハ教育ノ爲メ之ヲ召

集ス

第十六條 海軍豫備員ノ召集ニハ海軍召集條例中准士官以上ノ召集ニ關スル規定ヲ準用

ス

第十七條 海技免狀ヲ有シ海軍豫備員タランコトヲ志願スル者ハ當分ノ内左ノ區分ニ從

ヒ之ヲ任用スルコトヲ得



甲種船長ノ海技免狀ヲ有シ十箇年以上船長ト爲リ其内五箇年  
以上、三千噸以上ノ船舶ニ在リタルモノ

海軍豫備少佐以下

甲種船長ノ海技免狀ヲ有シ五箇年以上船長ト爲リ其内二ケ年  
以上一千五百噸以上ノ船舶ニ在リタル者

海軍豫備大尉以下

甲種一等運轉士ノ海技免狀ヲ有シ十ケ年以上一等運轉士ト爲  
リ其内五ケ年以上三千噸以上ノ船舶ニ在リタル者

甲種船長ノ海技免狀ヲ有シ二ケ年以上五百噸以上ノ船舶ノ船  
長タリシ者

海軍豫備中尉以下

甲種一等運轉士ノ海技免狀ヲ有シ五ケ年以上一等運轉士ト爲  
リ其内二ケ年以上一千五百噸以上ノ船舶ニ在リタル者

甲種一等運轉士ノ海技免狀ヲ有シ二ケ年以上五百噸以上ノ船  
船ノ一等運轉士タリシ者

海軍豫備少尉以下

甲種二等運轉士ノ海技免狀ヲ有シ五ケ年以上二等運轉士トナ

リ其内二ケ年以上一千五百噸以上ノ船舶ニ在リタル者

乙種又ハ丙種船長ノ海技免狀ヲ有シ五ケ年以上船長ト爲リ其  
内二年以上三百噸以上ノ船舶ニ在リタル者

海軍豫備兵曹長以下

乙種又ハ丙種船長ノ海技免狀ヲ有シ二ケ年以上船長タリシ者

乙種一等運轉士ノ海技免狀ヲ有シ十箇年以上船舶職員タリシ  
者

同上等兵曹以下

丙種運轉士ノ海技免狀ヲ有シ十ケ年以上船長ト爲リ其内五ケ  
年以上百噸以上ノ船舶ニ在リタル者

乙種一等運轉士ノ海技免狀ヲ有シ五ケ年以上船舶職員タリシ  
者

同豫備一等兵曹以下

丙種運轉士ノ海技免狀ヲ有シ五ケ年以上船長ト爲リ其内三ケ  
年以上百噸以上ノ船舶ニ在リタル者

乙種一等運轉士ノ海技免狀ヲ有シ二ケ年以上船舶職員タリシ



者

乙種二等運轉士又ハ丙種運轉士ノ海技免狀ヲ有シ五ヶ年以上  
船舶職員タリシ者

同二等兵曹以下

機關長ノ海技免狀ヲ有シ十ヶ年以上機關長ト爲リ其内五ヶ年  
以上、三千噸以上ノ船舶ニ在リタル者

同機關大尉以下

機關長ノ海技免狀ヲ有シ五ヶ年以上機關長ト爲リ其内二ヶ年  
以上、一千五百噸以上ノ船舶ニ在リタル者

同機關中尉以下

機關長ノ海技免狀ヲ有シ二ヶ年以上五百噸以上ノ船舶ノ機關  
長タリシ者

同機關少尉以下

一等機關士ノ海技免狀ヲ有シ五ヶ年以上一等機關士ト爲リ其  
内二ヶ年以上、一千五百噸以上ノ船舶ニ在リタル者

二等機關士ノ海技免狀ヲ有シ十ヶ年以上船舶職員タリシ者 同上等機關兵曹以下

二等機關士ノ海技免狀ヲ有シ五ヶ年以上船舶職員タリシ者 同一等機關兵曹以下

二等機關士ノ海技免狀ヲ有シ二ヶ年以上船舶職員タリシ者  
三等機關士ノ海技免狀ヲ有シ五ヶ年以上船舶職員タリシ者

同二等機關兵曹以下

第十八條 本條例中船舶ノ噸數ハ登簿噸數ニ依リ船舶職員ハ船舶定規ニ依ル船舶職員法  
ノ職員ヲ謂フ但シ高等ノ免狀ハ下等ノ免狀ニ代用シ上級職員タリシ日數ハ下級職員タ  
リシ日數ニ通算スルコトヲ得

(二) 海軍豫備員條例施行細則

海軍豫備員條例施行細則

第一條 海軍大臣ハ所要ニ應ジ海軍豫備員ヲ教育ノ爲メ召集セントスルトキ並ニ條例第

五條第二號、第六條第二號、第七條第二號、第八條第二號及ビ第十七條ニ依リ海軍豫

備員ヲ任用又ハ採用セントスルトキハ之ヲ告達ス

第二條 前條ノ告達ニ應ジテ海軍豫備員タラシコトヲ志願スル者ハ志願書ニ履歷書及誓

約書ヲ添ヘ海軍大臣ニ出願スベシ

第三條 海軍大臣ハ前條ノ志願者ニ就キ其ノ教育ニ適スル者ヲ選抜シ海軍砲術學校、海



軍水雷學校又ハ海軍工機學校ニ入校ヲ命ス

第四條 海軍砲術學校、海軍水雷學校、又ハ海軍工機學校ニ入校ヲ命セラレタル者ハ情願ヲ以テ退校スルヲ得ザルモノトス

第五條 海軍砲術學校、海軍水雷學校又ハ海軍工機學校ニ入校ヲ命セラレタル者ニシテ修業ノ見込ナキ者ハ海軍大臣之ニ退校ヲ命ス

第六條 海軍砲術學校、海軍水雷學校又ハ海軍工機學校ニ入校ヲ命セラレタル者ニシテ教育修了ノ上、試験ニ合格シタル者ニハ修業證書ヲ授與シ退校ヲ命ス

第七條 海軍大臣ハ修業證書ヲ授與シタル者ヲ檢定委員ノ銓衡ニ附シ進級、任用若ハ採用ノ手續ヲ爲サシムルモノトス

第八條 條例第七條第一號及第八條第一號ニ該當スルモノニシテ海軍豫備員タラムト志願スルモノハ志願書(第一様式)ニ履歷書(第二様式)及誓約書(第三様式)並ニ身元證明書(第四様式)ヲ添

附シ隨時其ノ旨海軍大臣へ願出ツベシ此ノ場合ニ在リテハ海軍大臣ハ檢定委員ノ銓衡ニ附シ適任者ヲ選抜シ海軍豫備員二等兵曹又ハ海軍豫備員三等機關兵曹ニ任用ス

第八條ノ二 前條ノ志願者ノ履歷書(第二様式)ニハ必各自ノ卒業シタル當該學校長ノ奥書ヲ

要ス

當該學校長ハ右志願者ノ請求ニ依リ其ノ履歷ヲ證明スル爲メ奥書スベシ

第九條 海軍豫備員ノ身分ハ海軍省人事局ニ於テ之ヲ取扱フモノトス

第十條 海軍豫備員ニ任用又ハ採用セララル、モノハ履歷書(第二様式)ニ通テ作り海軍省人事

局ニ差出スベシ但シ豫備候補生ヨリ任用セララル、者ハ此ノ限ニアラズ

第十一條 海軍豫備員ハ身分其他ノ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ相當官廳等ノ證明書ヲ添へ速ニ海軍省人事局ニ届出ツベシ

第十二條 海軍豫備員ノ履歷ニハ原籍地、寄留地、族籍、氏名、誕辰、家族、出身、免狀、就職、任官、官等、俸給、補職、乗船、下船、轉勤、轉乘、召集、從軍、叙位、

叙勳、收禁、處刑、處罰、懲戒、轉籍、轉住、分家、相續、改名等必要ナル事項ヲ記

入スルモノトス

第十三條 海軍豫備員ノ身分其他ニ異動アリタルトキ本人ヨリ之ヲ届出ヅルコト能ハザ







同	何年	何月何日	何九ニ轉乘ヲ命ス	商船學校
同	何年	何月何日	商船學校ノ課程ヲ卒業ス	同
同	何年	何月何日	自今身分ハ海軍少尉候補生ニ準ス	海軍省
同	何年	何月何日	甲種何等運轉士ノ免狀ヲ受ク	
同	何年	何月何日	汽船何九乘組何等運轉士ノ職ニ就ク	日本郵船株式會社
同	何年	何月何日	汽船何九乘組船長ノ職ニ就ク	大阪商船株式會社
同	何年	何月何日	任海事官	内閣
同	何年	何月何日	叙高等官何等	同
同	何年	何月何日	何級俸下賜	遞信省
同	何年	何月何日	叙何位	宮内省
同	何年	何月何日	任遞信技師	内閣
同	何年	何月何日	叙高等官何等	同
同	何年	何月何日	何級俸下賜	遞信省

誓約書 (第三様式) 用紙同右

誓約書

今般海軍豫備員ニ御採用相成候ニ就テハ御規則等嚴守致シ誓テ規定ノ服役可仕此段  
誓約仕候也

明治 年 月 日

海軍大臣爵氏名殿

氏 名 印

同	何年	同月何日	依願免本官	内閣
同	何年	何月何日	海軍砲術學校入校ヲ命ス	海軍省

身元證明書 (第四様式)

身元證明書

本籍何府縣郡市區町村何番地



(士) 慶平氏

氏 名 明治年月日生

一 兵役ノ關係 (徵兵令第二十三條ニ依リ徵集猶備中)

(徵兵令第二十三條ニ依リ徵集猶豫中ノ處何年月日事故止ミ何年月檢

査ヲ受クベキ者)

(明治何年徵集ノ現現兵砲兵)(又ハ補充兵歩兵等)

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナシ

一 破産又ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ、又ハ受ケタルモ復權ヲ得タリ

一 身代限ノ處分ヲ受ケタルコトナシ又ハ受ケタルモ負債ノ辨償ヲ終ヘタリ

右之通相違無候也

年 月 日

市區町村長 氏 名 印

(三) 海軍豫備員雜則

海軍豫備員志願者は、前記の條例及條例施行細則に據り志願の手續を爲すべし。

其他志願者にして、條例第九條の體格検査を受けんとするときは、東京附近に在る者は

海軍省醫務局長に、其他の横須賀、吳、佐世保、舞鶴附近に在る者は各其の鎮守府司令

長官に、體格検査を願ひ出づべし。

體格検査は、海軍豫備員志願者體格検査委員(検査委員は海軍省醫官にして各其の出願

地の軍醫官兼務す)之を行ふものにして、合格したるときは其の證明書を交付せらる。

右の證明書は海軍豫備員志願書に添付すべし。

又、海軍豫備員條例第七條第一號、第八條第一號の商船學校の認可に關しては、左の要件を具備する學校より撰定せらる。

- 一 教程中に海軍兵式體操、海軍銃隊操式(小隊教練迄)、小銃射法大意、海軍諸例規
- 二 在 校 修 業 年 限 並 に 實 習 期 間 各 二 箇 年 六 ヶ 月 以 上 の 物



(四) 雇員備人

1、職名

雇員とは左の職名を云ふ。

筆生、技生、器械手、守衛、坑内取諦、

備人とは左の職名を云ふ。

研磨手、海圖彫刻手、海圖印刷工、裁縫手、裁断手、麵麩手長、兵器手、割烹、從  
僕、剃夫、舟夫長、舟夫、印刷工、倉庫丁、使丁、電話丁、給仕、番人、大工、機  
關手、火夫、鐵葉工、賄夫、定夫、洗濯夫、經師、電機工夫、鐵道線路工夫、水栓  
番人、

右の内割烹、從僕、剃夫及給仕は軍艦、海兵團等に勤務するも其他は各廳及學校等  
の陸上勤務なり。

2、志願者の心得

雇員備人に採用せらるべき者の年齢制限は左の如し。

一、從僕及艦船乗組の給仕は滿十五年以上二十五年未滿の者、

二、其他の給仕は滿十年以上十八年未滿の者、

三、筆生及技生は滿十五年以上の者、

四、電話丁は滿十五年以上の者、

五、其他の雇員備人は滿十八年以上の者、

又左に掲げる事項の一に該る者は志願することを得ず。

一、家資分散若しくは身代限の處分を受け、辨償の義務を終へざる者、

二、重罪の刑に處せられ若しくは定役に服する輕罪の刑に處せられたる者、

三、品行不良の者、

其他、志願者は採用せらるべき各廳其他艦團部隊の長に於て確實と認めらるべき保證  
人を定め、尙其内、守衛、割烹、從僕、剃夫及艦船乗組の給仕は海軍軍醫官の身體檢  
査を受くべし。

3、志願の手續



志願者は先づ保證人二名（内一名は海軍判任官以上の者）を定め左記の願書を其志願すべし艦、團、部、隊其の他の各廳に差出すべし。

何々志願書（用紙半紙）

御廳（或ハ艦、團、隊等）何々志願ニ付御試験ノ上御採用被成下度御採用ノ上ハ海軍法令其他諸規則等誓テ遵守可仕候依テ保證人連署別紙履歷書相添へ此段奉願候也

明治 年 月 日

原籍、何府縣郡市區町村番地  
寄留地、何府縣郡市區町村番地

氏 名 印

明治年月日生

右何々志願ニ就テハ雇員備人規則第四條及第六條ニ抵觸ノ者ニ無之且御採用ノ上ハ海軍法令其他諸規則等嚴守可爲致ハ勿論本人身上ノ儀ハ一切引受可申此段保證候也

明治 年 月 日

何々廳（艦團隊）

保證人 官職 氏 名 印

何府縣郡市區町村番地

保證人 氏 名 印

何廳、艦、團、隊、長爵氏名殿

雇員備人の採用に關しては各鎮守府共、雇員備人使役規程ありて多少異なることあり、又其の主務廳に於ても各別の規定あれば、精しきことは其の廳に就て聽き合はすべし。

4、給料

雇員の内筆生、守衛は月俸にして其他は日給なり、今雇員給料の最上限を示せば左の如し。

筆生及守衛

技工、器械手、坑内取繕

備人の給料は日給にして其の最上限を示せば左の如し。

月俸二十五圓  
日給一圓五十錢



海圖彫刻手 日給三圓  
 海圖印刷工、裁縫手、裁斷手、麵麩手長 同 一圓五十錢  
 研磨手 同 一圓四十錢  
 同 一圓三十錢  
 同 一圓  
 同 八十錢  
 同 六十錢  
 同 五十錢  
 同 四十五錢  
 同 四十錢

削烹、舟夫長、電機工夫、水栓番人、機關手、  
 兵器手、印刷工、大工、鐵葉工、鐵道線路工夫、  
 倉庫丁、舟夫、經師、馬丁、火夫、洗濯夫、  
 賄夫、使丁、定夫、  
 從漢、剃夫、電話丁、給仕(艦、團、部隊ノ)  
 番人  
 給仕  
 右は何れも給料の最上限にして、其の初給額及増給額は各鎮守府に依りて小異あれとも大抵左の如し。

職名 初給額 増給額

筆生、守衛(月額) 十三圓以下 一圓五十錢以内  
 技生、器械手、裁縫手、裁斷手、麵麩手長、 八十錢以下 五錢以内  
 研磨手、 七十五錢以下 右同  
 舟夫長、 七十錢以下 右同  
 削烹、電機工夫、水栓番人、機關手、 六十五錢以下 右同  
 印刷工、大工、鐵葉工、鐵道線路工夫、兵器手、 五拾錢以下 右同  
 倉庫丁、舟夫、洗濯夫、火夫、 四拾五錢以下 四錢以内  
 賄夫、使丁、定夫、 參拾五錢以下 參錢以内  
 從僕、剃夫、電話丁、番人、給仕(艦、團、隊ノ) 參拾錢以下 右同  
 給仕 拾八錢以下 貳錢以内

増給は各廳に在りては、毎年四月十五日、十月十五日、艦團隊に在りては毎年六月一日、十二月一日を以て調査の期とし、五ヶ月以上の勤続者にして技能、勤務共に衆に超へたる者より拔擢して其月末迄に之を行ふ。



右の外割烹、從僕、給仕及剃夫の艦船又は團隊に在りて勤務するを艦營備人と云ふ、艦營備人は糧食を官給せられ且、俸給の外、艦船出港するときは左の通り航海加俸あり。

- 日給 六拾錢以上 四錢ヨリ拾六錢迄 (一日ニ付)
  - 同 參拾錢以上 貳錢ヨリ拾四錢迄 (右 同)
  - 同 貳拾九錢以下 貳錢ヨリ拾貳錢迄 (右 同)
- 右の航海加俸は、軍人の航海加俸と同じく、内地は最下級にして遠隔の外國に至るに従ひ、九錢、拾貳錢、拾六錢又は貳錢、七錢、拾錢、拾四錢、及貳錢、五錢、八錢、拾貳錢と増額せらる。

(五) 職工

海軍工廠、海軍造兵廠、海軍下瀬火藥製造所、海軍煉炭製造所及海軍修理工場、旅順口海軍工作廠、大連灣海軍工作部等に於て使役する、凡ての職工を海軍職工と云ふ。

1、海軍職工の種類及名稱

凡ての海軍職工には、定期職工、通常職工、見習職工の三種別あり。

一、定期職工とは、海軍定期職工條例に依りて服業する者。

二、通常職工とは、年齢滿十六年以上滿五十五年迄の者にして、見習職工として工業を習得したる者、又は職工たる普通の技能を有して新に採用せられたる者。

但し特別の技能ある者は、年齢滿十六年以下滿十四年以上、又は滿五十五年以上の者も通常職工となることを得。

三、見習職工とは年齢滿十四年以上、滿二十五年迄の者にして、工業を習得したる上普通職工となるを目的として服業する者。

以上の職工は、又左の名稱に依り各其の専門の業務に服するものとす。

- 圖工、機工、仕上工、製銅工、鑄工、鍛工、銅工、鉛工、彈工、撓鐵工、造船工
- 木工、建具工、模型工、木挽工、製罐工、製坩工、藥莖工、組立工、水雷工、電
- 氣工、火工、製藥工、塗工、縫工、填隙工、綱具工、煉瓦工、潜水工、運轉工、
- 検査工、分析工、刷版工、記録工、雜工、管工、紙打工、鐵填隙工、鐵木工、鐵



工、穿孔工、鍍工、

而して右の職工には各左の階級あり。

一、工手

二、組長

三、伍長

四、並職工

2、就職の手續(定期職工を除く)

職工を志願するものは、職工募集のあるとき左の願書に履歴書と戸籍謄本と寫真とを添へて差出すべし。

職工志願書(書式)

本籍 何縣郡市區町村番地(士族(平民))

戸主何某(子弟等ノ別)

氏 名

明治何年月日生

當 何年何ヶ月

右貴廠何部工場何工志願ニ付御試験ノ上御採用被成下度別紙履歴書相添へ此段奉願候也

明治 年 月 日

右

氏 名 印

何々海軍工廠御中

右の願書を出すと共に、身體検査を受けて合格したるときは、更に實地に就て試験せられ、其の技倆の巧拙に依りて、相當の給額を定めて始めて採用せらる。かくて採用せられたるときは、更に又輕罪以上の刑に處せられたること無き旨の本籍市町村長の證明ある身元證明書を差出すべし。

又見習職工は、此の他、別に左の誓約書を差出すべし。

誓約書(書式)

私儀今般貴廠何部工場何職見習工ニ御採用被下候ニ就テハ御規則堅ク相守可申ハ勿



論見習期何年間及成業後見習期中ト均シキ年月間ハ誓テ解備願出間敷候仍テ保證人連印茲ニ誓約仕候也

明治 年 月 日

何職見習工	氏	名	印
保證人	氏	名	印
同	氏	名	印

何々海軍工廠御中

(保證人中一名ハ成ルメタ工廠員又ハ伍長以上ノ者タルヲ要ス)

又職工中、組長、伍長は志願を用ひずして、其の俊秀なる者より、撰抜して之を命ぜられ、工手は左に掲ぐる者より任命せらる。

- 一、高等工業學校及舊造船工練習所若は之と同等以上の學校を卒業したる者
- 二、判任技術官の職に在りたる者
- 三、組長中、技術拔群、品行方正にして試験の上、銓衡せられたる者

而して右の工手は、技手の職務を補助し、組長、伍長は掛員の命を受けて工事を擔任し、部下職工の取締及其使用する器具、器械等の保存整頓に關することを務むるものなり。

3、解備其他

職工は左の諸號の一に當るときは解備せらる。

- 一、輕罪以上の刑に處せられたるとき、
- 二、共同罷工を爲し又は共同罷工を爲さしめたるとき、  
但し強迫を受けたる事實あるときは此限にあらす、
- 三、廠内の秩序を害すべき行爲をなし、又は爲さしめ若は其の虞ありと認め事體稍重なりとき、
- 四、工場規約に依り減給の處分を受くること一ヶ月に三回若は二ヶ月に四回以上に及ぶとき、
- 五、正當の理由なくして引續ぎ三週間以上出業せざるとき、



- 六、正當の理由なくして休日若は定時間外出業の命令に應ぜざることを引續き三回以上に及ぶとき、
  - 七、公務に原因せざる疾病其他の事故に依り引續き十週間以上出業せざるるとき、但し徵兵召喚に應じたる者は此の限にあらす、
  - 八、年齢滿五十五年に達したるとき、但し特別の技能あるものは此の限にあらす、
  - 九、不健康にして工場衛生に害ありと認めたるるとき、
  - 十、工業上達の見込なしと認めたるるとき、
  - 十一、品行不良又は懶惰にして改換の見込なしと認めたるるとき、
- 右の事由に依り解備せられたる者は、他の工廠各場及其他の所、場、部に再び採用せらるゝことなきも、第四、五、六に該當する者は、六ヶ月を経過せば採用せらるゝことあり、
- 其他前記の諸號に當らずとも、工業の張弛又は官の都合に依りては、職工を減員する場合に解備せらるゝことあり。

- 4、定例休日及就業時間  
職工の定例休日は左の如し。
- 一、大祭祝日
- 二、日曜日
- 三、靖國神社祭日
- 四、十二月二十九日より一月五日迄
- 五、其他臨時の海軍祝祭日、  
職工の就業時間は左の如し。

		晝業		夜業	
四月一日より	起業	午前六時三十分	午後六時三十分	午後六時三十分	
九月三十日迄	停業	午後四時三十分	午前四時三十分		
十月一日より	起業	午前七時	午後七時		
三月三十一日迄	停業	午後五時	午前五時		



5、職工の給料

但し圖工及分析工の起業は本表時間より一時間後とす

職工の賃金は、定時間（服業を一工として、其の工數に依り左の賃金等級表の通り給せらる。

職工賃金等級表

特別一等	貳圓五拾錢	特別二等	貳圓參拾錢
特別三等	貳圓拾錢	特別四等	貳圓
特別五等	壹圓九拾錢	特別六等	壹圓八拾錢
特別七等	壹圓七拾錢	特別八等	壹圓六拾錢
特別九等	壹圓五拾錢	二 等	壹圓參拾錢
一 等	壹圓四拾錢	四 等	壹圓拾錢
三 等	壹圓貳拾錢	六 等	九拾六錢
五 等	壹圓		

七 等	九拾二錢	八 等	八拾八錢
九 等	八拾四錢	十 等	八拾錢
十一等	七拾六錢	十二等	七拾貳錢
十三等	七拾錢	十四等	六拾八錢
十五等	六拾六錢	十六等	六拾四錢
十七等	六拾貳錢	十八等	六拾錢
十九等	五拾八錢	二十等	五拾六錢
二十一等	五拾四錢	二十二等	五拾貳錢
二十三等	五拾錢	二十四等	四拾八錢
二十五等	四拾六錢	二十六等	四拾四錢
二十七等	四拾貳錢	二十八等	四拾錢
二十九等	參拾八錢	三十等	參拾六錢
三十一等	參拾四錢	三十二等	參拾貳錢



三十三等	參拾錢	三十四等	貳拾八錢
三十五等	貳拾六錢	三十六等	貳拾四錢
三十七等	貳拾貳錢	三十八等	貳拾錢
三十九等	拾八錢	四十等	拾六錢
四十一等	拾四錢	四十二等	拾貳錢

備考 經理部衣糧料職工の最上額は五等、女工の最上額は十八等とす  
 右の賃錢給額は、毎年五月、十一月の二回に増減せらるるものにして、左の事項に該  
 るものは増額せらるる

- 一、技藝上達の者、
  - 一、工事に勉勵の者、
- 又左記の者に該るものは減額せらるる。

- 一、技藝退歩の者、
- 一、過失の多き者、

6、職工人夫給與規則の摘要

- 一、工業に不勉強の者、
  - 一、一ヶ月間に二回以上規約を犯したる者、
- 6、職工人夫給與規則の摘要
- 一、職工の賃錢は、定時間の服業を二工とし、工數に依りて之を給するも、臨時停業を命せられたるときは、其停業迄の服業を一工として賃錢を給せらるる。
  - 二、職工、起業時限迄に出業せず、又は停業時限前に退場するときは左の各號に依るの外、賃錢を給せらるることなし。
  - イ、起業時限迄に出業し定時間の半數以上服業したる後、退業するときは賃錢半額を給せらるる。
  - ロ、起業時限に遅るる十五分以内に出業し、停業時間迄、服業したるときは賃錢十分の七を給せらるる。
  - ハ、起業時限に遅るる十五分以内に出業し、定時間の半數以上、服業したる後退業するときは、賃錢十分の二を給せらるる。



但し業務上傷疾を受け、若し疾病に罹り、退業するときは前項の區分に依らずして、當日の賃錢金額を給せらる。

三、定時間外に服業するときは、一時間（端時間三十分以上一時間ニ計算ス）毎に賃錢十分の一以内を給せらる。

右の外、停業時限後三時間外に服業し、又は特種の事業に服するときは、更に加給を給せらる。（加給は一定ならざれども凡そ日給二十分の一以内）

四、定時間外若し公暇日に於ける天災、その他非常の場合に出場し防禦するときは賃錢及加給を給せずして、一時間毎に賃錢十分の一若し十錢以内の手當を給せらる。

五、夜業を本務とする者には、定時間の服業に對し、賃錢の三割以内を増給せらる。

六、職工、人夫（官役人夫）業務上傷疾を受け、若し疾病に罹り、療養の爲め休業中は賃錢の半額を給せらる。

又傳染病に因り、隔離法施行の爲め、服業を禁せられ若し工業の都合に依り、停業を命せられたるときも、其の日數中、同じく賃錢の半額を給せらる。

七、職工の賃錢は、毎月二十日を以て締切り、毎月末日迄に之を給するも、其の地の情況に依り、毎月數回に締切り毎回之を給せらるることあり。

又死亡者、解備者若し轉備の場合には、其の都度給せらる。

7、雜件

職工、若し負傷したるときは、現認證書を得て治療所に到り、軍醫官の治療を受くべし、若し再工業に就く能はざるときは、軍醫官の證明に依り順序を経て、検査官、工場主任部員又は庫主管の許可を受けて退場すべし、但し許可を得るの暇なきときは、直に退場し追て其旨を検査官、部員又は庫主管に届出づべし。其他急病に罹りたるるとき等も、組長又は掛官に申出で、軍醫官の診察を受け其の命に従ふべし。

各工廠及工場には、夫々規約及制條ありて、其の犯約科目に該當する者は減給せらるゝに依り、品行を慎み、不注意等のなき様、常に心掛ぐべし。職工の起業及停業は、鳴鐘及汽笛を以て告知せらる、左の如し。



- 一、起業前汽笛 起業時三十分前
- 一、起業報鐘及汽笛 起業時五十分前
- 一、晝食汽笛 午前十一時三十分
- 一、晝食後起業報鐘及汽笛 正午十二時
- 一、停業用意汽笛 停業時十五分前
- 一、停業報鐘及汽笛 停業時五分前

殘業中は起業停業共に汽笛、振鈴若しくは拍子木を鳴らして告知す。

職工の服装は其就業服の地質は適宜にして組長は紺色、伍長は上紺、下淺黄、其他の職工は淺黄色とす、但し圖工、分析工、検査工、記録工は此の例に依らず隨意とす。工手は隨意の洋服を着用し、左臂に幅一分の銀線二條を纏附し、組長は就業服の左袖に、山形の金線二條若しくは三條を、伍長は同じく一條を附着し其の章となす。組長、伍長及定期職工に限り、制帽を着用し、其他の者は烏打帽を着用す、而して職工の就業服、制帽及附屬品は總て自辨とす。

(六) 定期職工

定期職工とは、海軍定期職工條例に依り服業するものにして、各海軍工廠のみに置かる。

定期職工の給料其他大抵他の職工と同一なれど、其の志願の手續及異なる事項を擧ぐれば左の如し。

1、志願の手續

海軍定期職工は、海軍工廠に就業する職工中の志願者より撰抜して、身體検査を爲し其の合格者に就いて必要の人員を採用せらる。尙志願者は左の資格を要す。

- 一、就業後滿一ヶ年以上を経たる者、
  - 二、身體强健にして年齢滿二十一年より滿四十五年迄の者、
  - 三、將來工藝熟達の見込ある者、
- 定期職工に採用せらるゝは毎年六月一日及十二月一日の二回なれば、志願者は毎年四



月三十日又は十月三十一日迄に左の願書を差出すべし。

海軍定期職工願 (書式)

本籍 何府縣郡市區町村番地華士族(平民)

戸主某子弟

(寄留者ハ寄留地ヲモ詳記スベシ)

氏 名

明治何年月日何縣郡市區町村ニ於テ出生

當 何年何月 何年何ヶ月

右ハ海軍定期職工志願ニ付キ第何期ニ採用被成下度御採用ノ上ハ諸規則嚴守可致ハ  
勿論本人身上ノ儀ハ一切保證人ニ於テ引受可申仍テ戸籍吏ノ作リタル戸籍謄本相添  
へ保證人連署此段願出候也

明治 年 月 日 本人 氏 名 印

何府縣郡市區町村番地華士族(平民)  
(寄留者ハ寄留地ヲモ詳記スベシ)

2、就業年期

就業年期は左の四期に分つて、満了の者より又志願に依りて再び採用せらる。

第一期 満十箇年 第二期 満六箇年

第三期 満四箇年 第四期 満三箇年

右の第一期を満了して次期に繼續せんとするときは、現就業年期満了の前月末日迄に  
前記の願書を差出すべし。

何々海軍工廠御中

前書保證人ハ肩書ノ地ニ現住ノ者ニ相違無之候也

明治 年 月 日

(保證人本籍又ハ寄留地) 何縣郡市區町村長 氏 名 印

保證人 氏 名 印

住所右同

保證人 氏 名 印



右の外、現に海軍工廠の職工にして、五ヶ年以上引續ぎ就業して年齢満四十五年以上満五十年以下の者も身體強健、工藝拔群なるときは、志願に依り定期職工に採用せらるゝことあり。

又就業年齢は、満五十五年迄なれども、特別の技能ある者は満六十年まで就業することを得る。

定期職工の就業年は、定期職工を命じたる日より満一週年を以て一箇年として之を算すれども、若し其一週年中、就業せざる日數通じて六十日を超ゆるときは、其一箇年は就業年期中に算入せられず。

3、満期賜金

定期職工は、左に掲ぐる事項の一に該るときは、満期賜金として、其の年期中就業せし總日數に、満期者は最終の就業日に於ける日給額の十分の一を乗じたる金額を給與せらる。例へば第三期四箇年迄を満了したる者として其の總日數（一年ヲ三百五十日トシ）千四百日とし特別四等級貳圓（最終の日給額）の十分の一、貳拾錢を乗すれば

金貳百八拾四圓となる、但し左の第四に該るときは其の家族に給與せらる。

- 一、各年期満了に至りたるとき、
  - 二、年齢満限に依り定期職工を免せられたるとき、
  - 三、公務に因り傷痍を受け又は疾病に罹り其の職に堪へずして定期職工を免せられたるとき、
  - 四、公務に原因すると否とに拘らず死亡したるとき、
  - 五、工業の張弛、其他官の都合に依り定期職工を免せられたるとき、
  - 六、海軍部内の學校生徒を命せられたるとき、
- 又、左に掲ぐる事項の一に該るときは、定期職工を免じたる上、満期賜金は給與せられず。

一、一週年間に於て就業せざる日數通じて六十日を超ゆること、一期中二回に及ぶこと、

二、引續ぎ満百二十日間就業せざるとき、



- 三、一期中平均百日に對し十六日以上就業せざる時、
- 四、輕罪以上の刑に處せられたるとき、
- 五、共同罷工をなし又は爲さしめたる時、但し強迫を受けたる事實あるときは此の限にあらす、
- 六、廠内の秩序を害すべき行爲をなし、又は爲さしめたる時、事體稍重きとき、
- 就業年期及滿期賜金に關する就業日數又は不就業日數を算出するには左の日數を除く。
- 一、日曜日
- 二、大祭祝日
- 三、新年宴會
- 四、十二月二十九日より翌年一月四日迄
- 五、徴兵召集入營中の日數
- 又、左の日數は就業日數に計算す。
- 一、特に休業を命せられたる日數

- 二、公務に原因する傷痍疾病の爲め引籠中の日數及忌引中の日數
- 三、徴兵召喚の日數
- 四、裁判所より證人として召喚の日數
- 右の外工場の罰則に依り日給を減せられたる日數は不就業日數に計算す。
- 4、滿期賜金の請求手續
- 滿期賜金を受くる資格ある者にして、其の賜金を受けんとするときは左の請求書を差出すべし。

(書式第一)

滿期賜金請求書

私儀明治何年何月何日第何期滿了(又、何々)致候ニ就テハ海軍定期職工條例第五條ニ依リ相當ノ滿期賜金御下附相成度此段請求候也

明治 年 月 日

本籍 何府縣郡市區町村番地華士族平民



何々海軍工廠御中

何々海軍工廠定期職工

氏

名印

戸主某子弟

(寄留者ハ寄留地ヲモ詳記スベシ)

(書式第二)

満期賜金請求書

故氏名儀明治何年何月何日何々ニ依リ死亡致候ニ就テハ海軍定期職工條例第五條ニ依リ相當ノ満期賜金御下附相成度戸籍吏ノ作リタル戸籍謄本(又ハ抄本)相添へ此段請求候也

明治年月日

本籍 何府縣郡市區町村番地華土族平民

戸主某子弟

(寄留者ハ寄留地ヲモ詳記スベシ)

何々海軍工廠定期職工

元何職故氏名某婦(孤兒、父母、祖父母、兄弟姉妹)

氏

名印

何々海軍工廠御中

満期賜金を給與せらるべき遺族は、死亡者と同戸籍内に在る寡婦、孤兒、父母、祖父母、兄弟、姉妹の順序とす。

最近海軍出身案内(終)



附 録

○ 帝國軍艦類別等級一覽表

○ 戰艦

富士、敷島、朝日、三笠、石見、相模、丹後、肥前、周防、香取、鹿島、薩摩、安藝、河内(未成)、攝津(未成)

○ 巡洋艦

一等巡洋艦(七千噸以上)

吹、淺間、常磐、八雲、吾妻、磐手、出雲、春日、日進、阿蘇、筑波、生駒、鞍馬、伊

二等巡洋艦(七千噸未満、三千五百噸以上)

浪速、高千穂、嚴島、橋立、笠置、千歳、津輕、宗谷、利根、



三等巡洋艦(三千五百噸未満)

和泉、千代田、秋津洲、須磨、明石、新高、對馬、音羽、

○海防艦

一等海防艦(七千噸以上)

鎮遠、壹岐、

二等海防艦(七千噸未満三千五百噸以上)

沖島、見島、

三等海防艦(三千五百噸未満)

金剛、比叡、葛城、大和、武藏、高雄、松江、

○砲艦

一等砲艦(千噸以上)

二等砲艦(千噸未満)

赤城、宇治、隅田、伏見、

○通報艦

八重山、龍田、千早、滿州、姉川、鈴谷、淀、最上、

○水雷母艦

豐橋、韓崎、

(以上軍艦)

○驅逐艦

東雲、叢雲、夕霧、不知火、陽炎、薄雲、電、雷、曙、漣、朧、白雲、朝霧、霞、春雨、村雨、朝潮、有明、吹雪、霞、皐月、潮、初霜、神風、彌生、子日、文月、如月、山彦、敷波、卷雲、朝風、夕暮、若葉、春風、追風、白露、初雪、時雨、夕立、響、朝露、白雪、初春、疾風、三日月、野分、白砂、夕風、卯月、水無月、長月、松風、菊月、浦波、磯波、綾波、

○水雷艇

一等水雷艇(百二十噸以上)







明治四十二年十月十日印刷  
明治四十二年十月十五日發行

最近海軍出身案内  
正價金四拾五錢

著者 池田幸重

發行者 矢島嘉平次

印刷者 堀越幸

不許複製

發行元

大阪市南區心齋橋通鹽町

矢島誠進堂書店


(電話東二七六番)  
(振替口座 東京三四五一番 大阪二二四番)



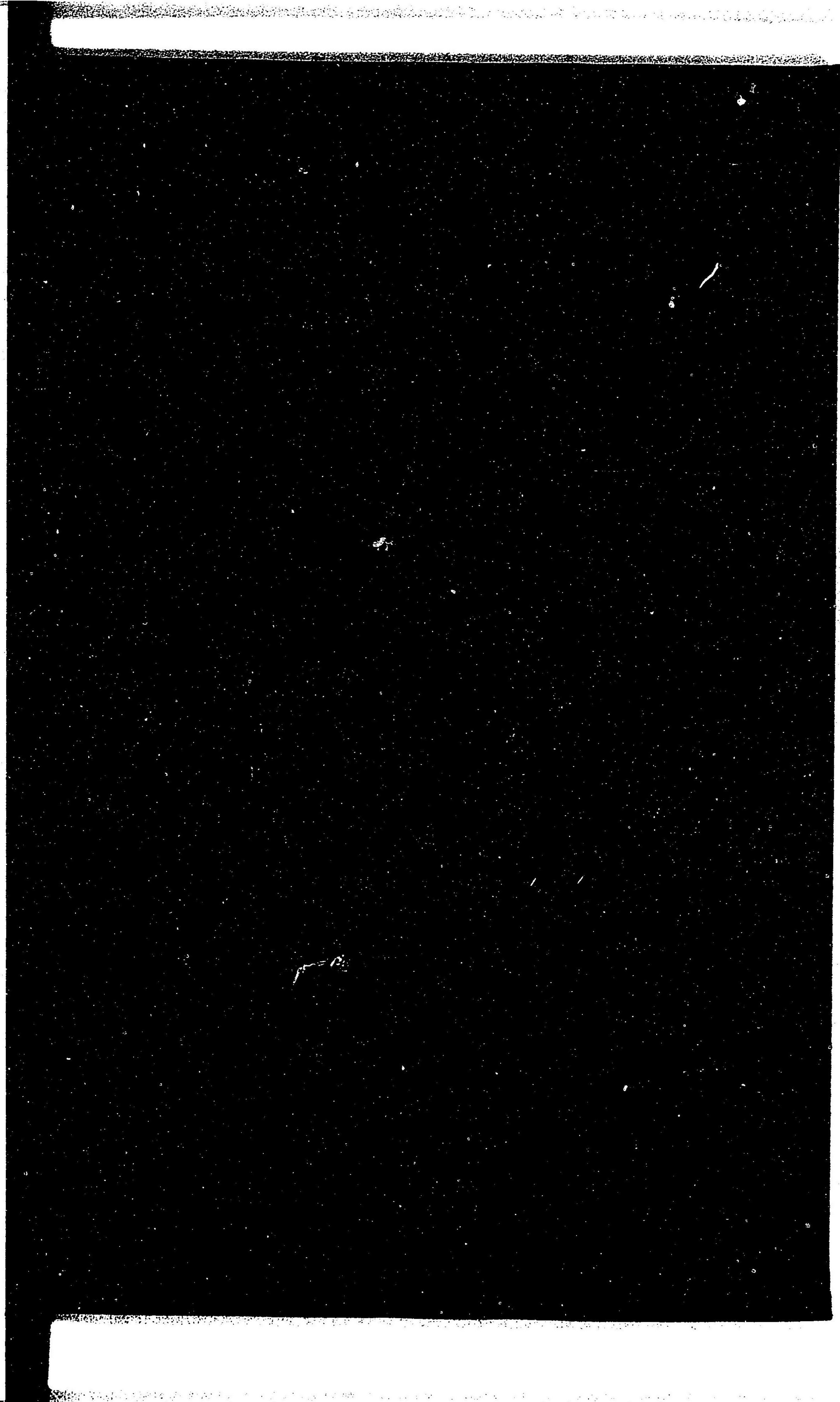
ZH29













特15  
946

052701-000-3

特15-946

最近海軍出身案内

池田 幸重/著

M42

BFH-0185





